

ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)

追加型投信/内外/債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2023年12月1日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワ債券コア戦略ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2023年11月30日に関東財務局長に提出しており、2023年12月1日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）

ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているもの
とします。

（注2）上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。

（注3）上記の総称を「ダイワ債券コア戦略ファンド」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申

込みを行なうファンドをご指示下さい。

- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



(6) 【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

2023年12月1日から2024年5月31日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとしします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

〈ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）〉

〈ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）〉

単字型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米		
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	日々	オセアニア		
資産複合 ()	その他 ()	中南米		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		アフリカ		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) (債券 一般)	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F (マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号) 第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注 2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。) に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信 (リート) に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信 (リート) 以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年 1 回	目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの	
	年 2 回	目論見書等において、年 2 回決算する旨の記載があるもの	
	年 4 回	目論見書等において、年 4 回決算する旨の記載があるもの	
	年 6 回 (隔月)	目論見書等において、年 6 回決算する旨の記載があるもの	
	年 12 回 (毎月)	目論見書等において、年 12 回 (毎月) 決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	

	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIX に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの

	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの
--	------	---

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

1 米ドル建ての複数種別の債券等に投資します。

※米ドル以外の通貨建資産に投資する場合があります。この場合、原則として実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行いません。

投資する債券等の例



- 資産担保証券：不動産ローンや自動車ローン等の債権を担保として発行された証券。
住宅ローンを担保としたRMBS、商業用不動産ローンを担保としたCMBS、自動車ローン・リース債権などを担保としたABSなどがあります。
- 優先証券：債券と株式の性質を併せ持ち、法的弁済順位が普通株式より優先される証券。
- バンクローン：銀行などの金融機関が、主に格付けが投資適格未満の事業会社等に対して行なう貸付の債権。

※劣後債、転換社債、債券ETFほか、上記以外にも投資する場合があります。

2 利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせにより、トータルリターンの最大化をめざします。



3

運用は、グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCが行ないます。

〈グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCについて〉

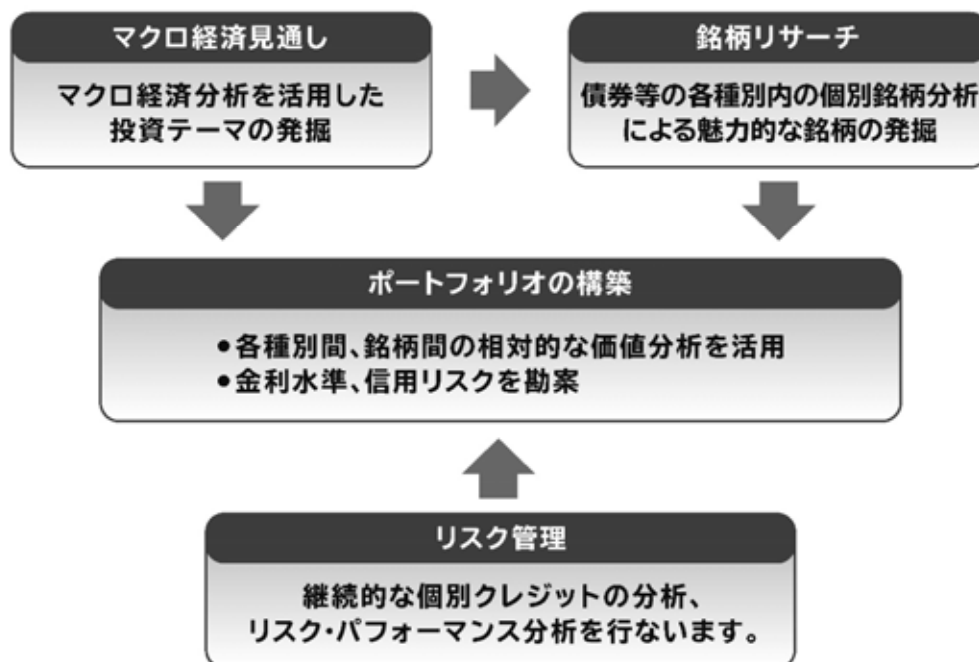
- グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLCは、2,065億米ドル（約29.8兆円）の資産を運用する運用会社であり、米国サンタモニカを本拠地としています。
- 同社は、米国の金融グループであるグッゲンハイム・パートナーズの運用会社として設立されました。
- グッゲンハイム・パートナーズは、ニューヨークとシカゴを本拠地として、グローバルな拠点を通じて顧客向けに運用業務・証券業務を行なう会社を有します。

（2023年6月末現在）

●運用にあたっては、以下の点に留意します。

- マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。
- 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行なうことでポートフォリオを構築します。
- 投資対象の徹底的な分析を重視することで、特定インデックスの債券等の種別や銘柄にとられない運用を行ないます。

運用プロセス



4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
 ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

為替ヘッジなし

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
 ※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

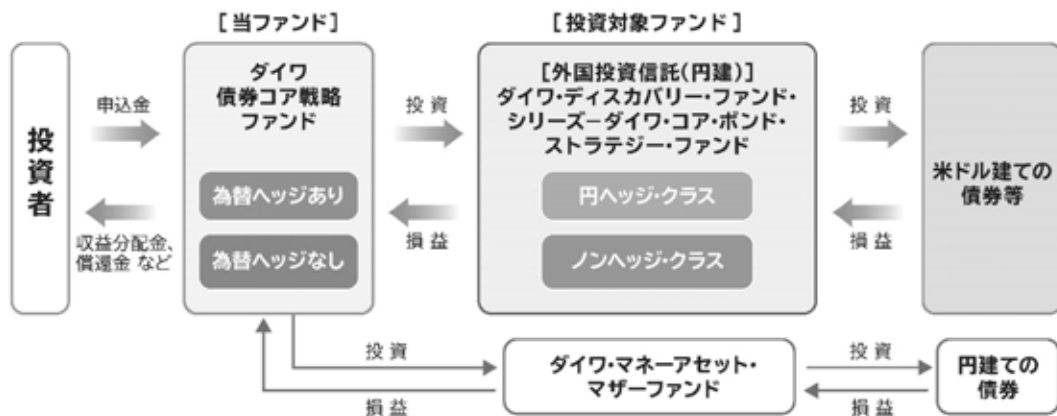
スイッチング(乗換え)について

- ◆ 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ 外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建ての債券等に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

●当ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

●大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～4の運用が行なわれないことがあります。

5 毎年3月7日および9月7日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことをめざします。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

<投資対象ファンドの概要>

1. ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド (円ヘッジ・クラス)
2. ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド (ノンヘッジ・クラス)

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
運用の基本方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、トータルリターンの最大化をめざします。
主要投資対象	米ドル建ての複数種別の債券等 (国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券、資産担保証券、バンクローン、MBS、優先証券、劣後債、転換社債、債券ETF等)
運用方針	<p>1. 主として米ドル建ての複数種別の債券等に投資し、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化をめざします。</p> <p>2. 運用にあたっては、以下の点に留意します。</p> <p>(a) マクロ経済分析を活用した投資テーマの発掘および債券等の各種別内の個別銘柄分析による魅力的な銘柄の発掘につとめます。</p> <p>(b) 各種別間、銘柄間の相対的な価値の分析を活用し、投資対象の評価を行なうことでポートフォリオを構築します。</p> <p>(c) 投資対象の徹底的な分析を重視することで、特定インデックスの債券等の種別や銘柄にとらわれない運用を行ないます。</p> <p>※米ドル以外の通貨建資産に投資する場合があります。この場合、原則として実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行ないます。</p> <p>3. (円ヘッジ・クラス) 為替変動リスクを低減するため、対円で為替ヘッジを行ないます。 (ノンヘッジ・クラス) 為替変動リスクを回避するための対円での為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	2015年9月9日
決算日	9月30日
申込手数料	かかりません。
管理報酬等	<p>(円ヘッジ・クラス) 純資産総額に対して年率0.645%程度 (ノンヘッジ・クラス) 純資産総額に対して年率0.615%程度</p> <p>ただし、この他に「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額10,000米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。</p>
運用会社	グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント LLC

3. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2012年3月22日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
運用管理費用 （信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

2015年9月8日
2019年12月3日

信託契約締結、当初設定、運用開始
信託期間終了日を2025年9月5日に変更(当初は2020年9月4日)

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金(注)、償還金など↑↓お申込金(※3)	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行いません。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※3)	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行いません。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金(※3)	
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行いません。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

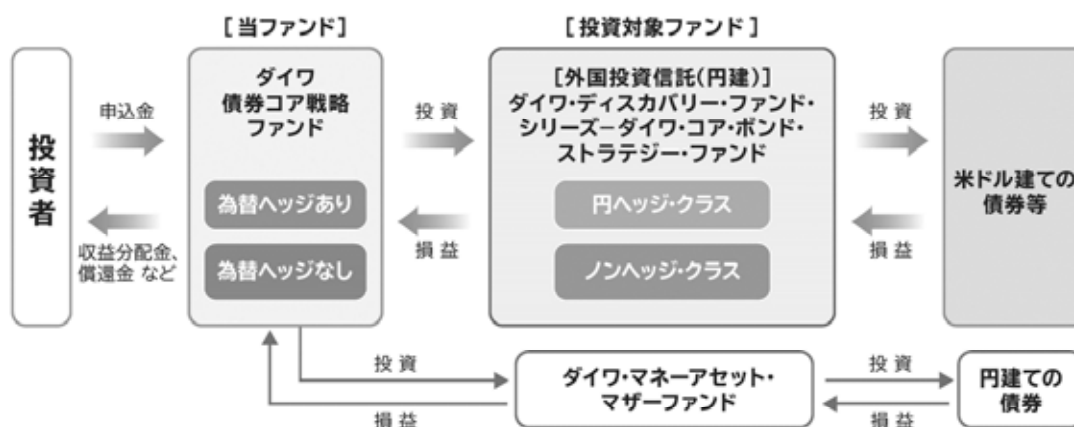
(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- ※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
- ※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建ての債券等に投資します。



< 委託会社の概況 (2023年9月末日現在) >

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革
 - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
 - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 1960年 4月 1日 営業開始
 - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)
 - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

< 為替ヘッジあり >

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド (円ヘッジ・クラス)」(以下「コア・ボンド・ファンド (円ヘッジ・クラス)」といいます。)の受益証券 (円建)
2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、コア・ボンド・ファンド (円ヘッジ・クラス) の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化をめざします。
- ロ. 当ファンドは、コア・ボンド・ファンド (円ヘッジ・クラス) とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、コア・ボンド・ファンド (円ヘッジ・クラス) への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. コア・ボンド・ファンド (円ヘッジ・クラス) では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド (ノンヘッジ・クラス)」(以下「コア・ボンド・ファンド (ノンヘッジ・クラス)」といいます。)の受益証券 (円建)
2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、コア・ボンド・ファンド (ノンヘッジ・クラス) の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化をめざします。
- ロ. 当ファンドは、コア・ボンド・ファンド (ノンヘッジ・クラス) とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、コア・ボンド・ファンド (ノンヘッジ・クラス) への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. コア・ボンド・ファンド (ノンヘッジ・クラス) では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド (円ヘッジ・クラス)
選定の方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）
選定の方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンを最大化をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

<為替ヘッジあり>

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
 2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）」の受益証券（円建）
 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの
 5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

<為替ヘッジなし>

- ① （<為替ヘッジあり>と同規定）
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、み

ずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

③ （＜為替ヘッジあり＞と同規定）

＜投資先ファンドについて＞

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）
運用の基本方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、トータルリターンを最大化をめざします。
主要な投資対象	米ドル建ての複数種別の債券等（国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券、資産担保証券、バンクローン、MBS、優先証券、劣後債、転換社債、債券ETF等）
委託会社等の名称	運用会社： グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント LLC

2. 為替ヘッジなし

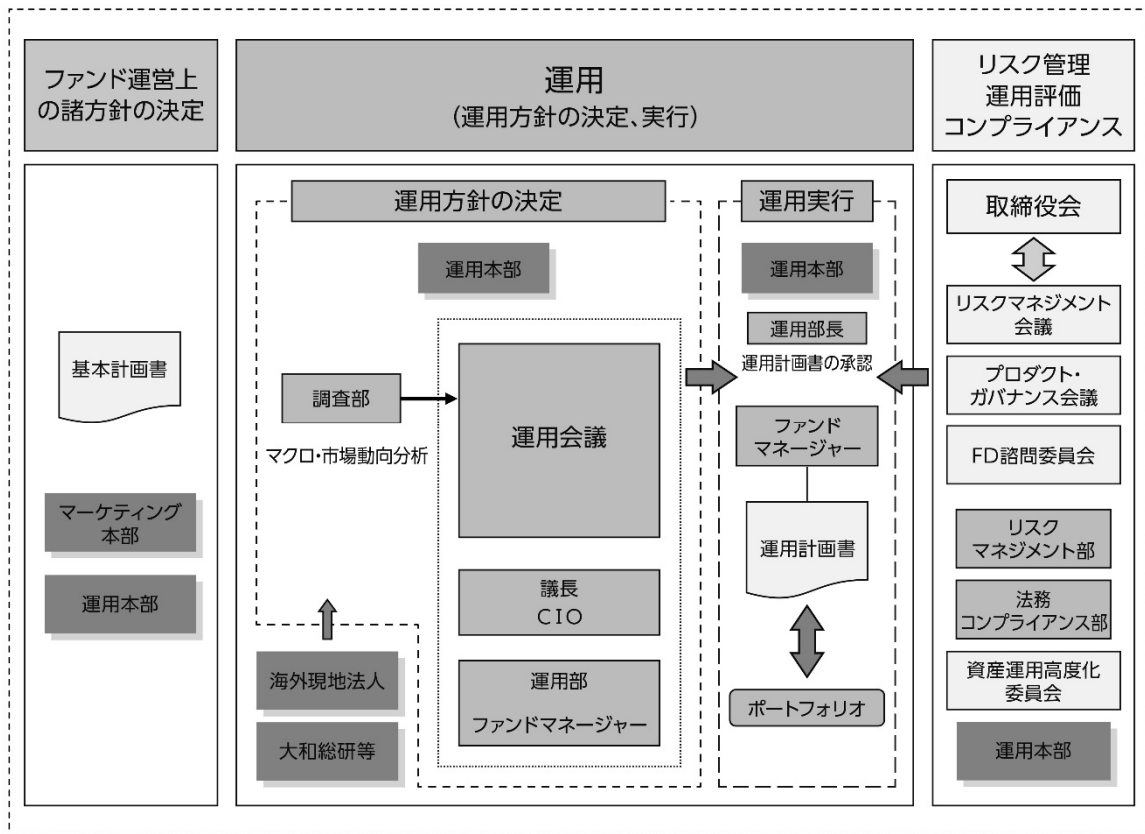
投資先ファンドの名称	ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）
運用の基本方針	米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、トータルリターンを最大化をめざします。
主要な投資対象	米ドル建ての複数種別の債券等（国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券、資産担保証券、バンクローン、MBS、優先証券、劣後債、転換社債、債券ETF等）
委託会社等の名称	運用会社： グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメント LLC

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- 基本的な運用方針の決定
- その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は35~45名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ニ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2023年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことをめざします。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ④ 信用リスク集中回避（信託約款）
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等

エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑤ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考>投資対象ファンドについて

1. ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）

2. ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

<p>主な投資制限</p>	<p>① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り ます。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。 ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
<p>償 還 条 項</p>	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。

組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。

② その他の価格変動

- ・資産担保証券の価格は、一般に金利が上昇した場合に下落します。また、担保となるローンは、一般に金利が低下すると借り換えが増加し、ローンの期限前償還が増加することにより、資産担保証券の価格は影響を受けます。
- ・優先証券は、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、優先証券の価格が大きく下落する可能性があります。
- ・バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況により変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合に価格が下落します。また、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

※その他の価格変動は、上記に限定されるものではありません。

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」においては、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」においては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則と

して行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

※米ドル以外の通貨建資産については、原則として実質的に米ドル建てとなるよう為替取引を行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

④ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。

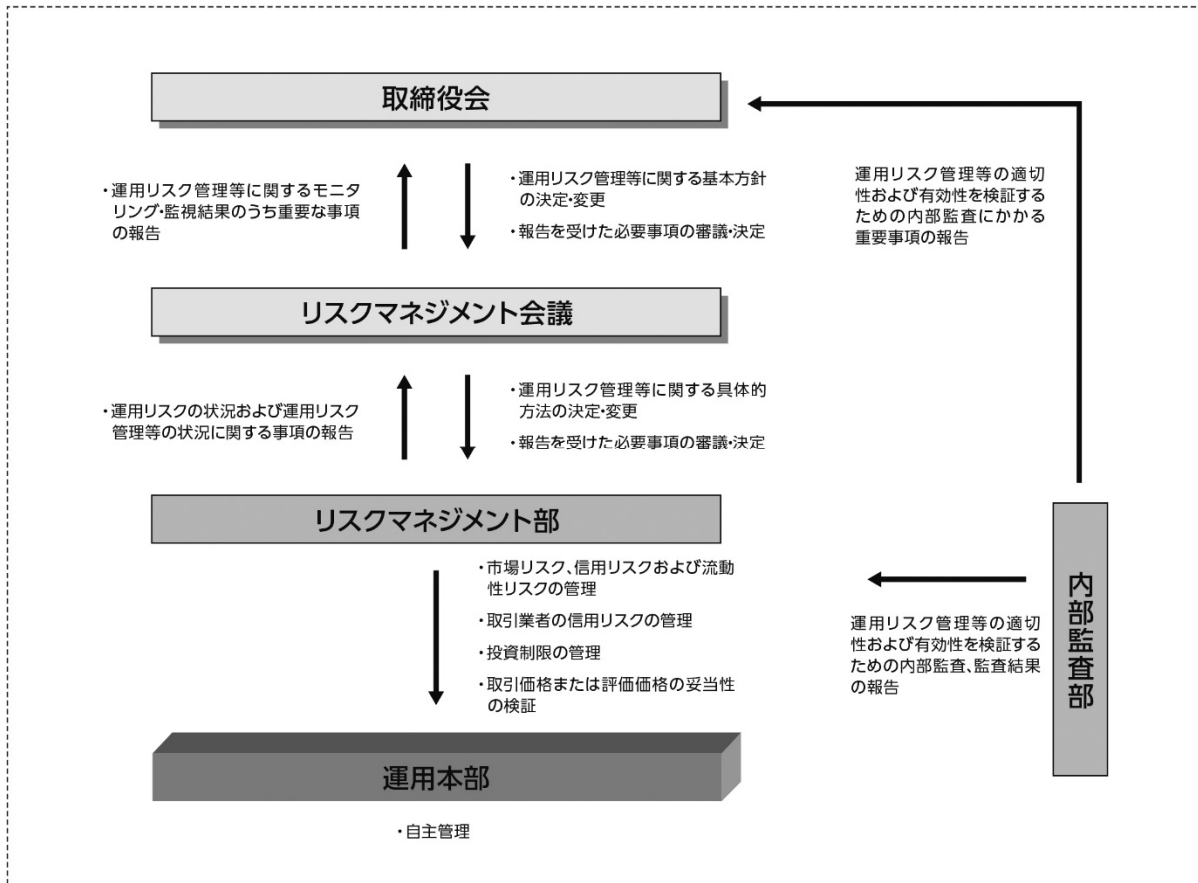
※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

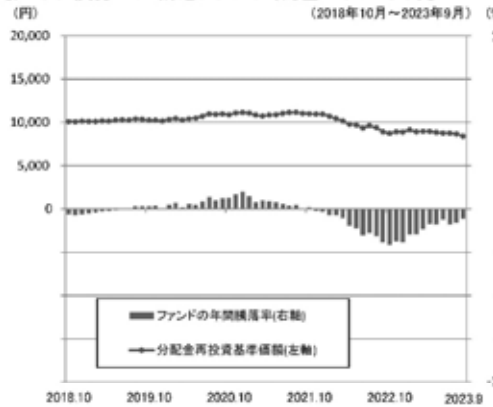
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

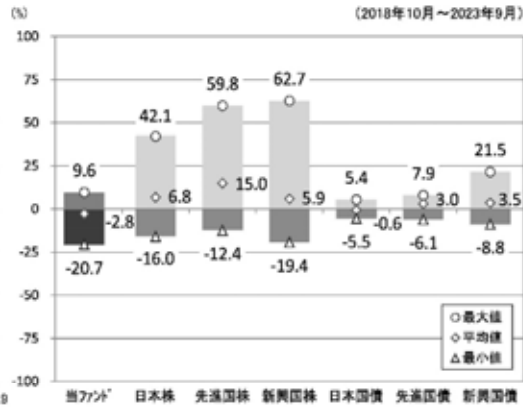
- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

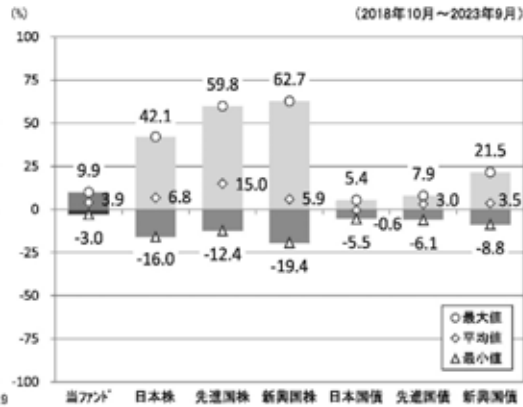
【ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジあり)】



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



【ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジなし)】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X総研または株式会社 J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

<スイッチング（乗換え）について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。



申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2375%（税抜1.125%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.35% （税抜）	年率0.75% （税抜）	年率0.025% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替ヘッジあり」については年率 1.8825%（税込）程度、「為替ヘッジなし」については年率 1.8525%（税込）程度です。（ただし、この他に「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド」全体に対して、固定報酬として年額 10,000 米ドルがかかりますので、純資産総額によっては上回る場合があります。）

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、

20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2023年9月末日現在のものでありますので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(注) 当ファンドにおける上記の「少額投資非課税制度」に関する取扱いは、2023年12月末購入分までとなります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託(*)などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

*2024年1月1日以降は一定の要件を満たした公募株式投資信託がNISAの適用対象となります。

5【運用状況】

【ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【投資状況】（2023年9月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,591,021,487	98.82
内 ケイマン諸島	1,591,021,487	98.82
親投資信託受益証券	996	0.00
内 日本	996	0.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	18,957,192	1.18
純資産総額	1,609,979,675	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2023年9月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY HEDGED CLASS UNIT	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	20,743,705.74	78.18 1,621,797,085	76.69 1,591,021,487	98.82
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	999	0.9975 996	0.9974 996	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.82%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.82%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2016年3月7日)	3,500,167,507	3,546,688,689	0.9781	0.9911
第2計算期間末 (2016年9月7日)	5,866,743,939	5,935,914,686	1.0178	1.0298
第3計算期間末 (2017年3月7日)	8,784,842,995	8,865,051,860	0.9857	0.9947
第4計算期間末 (2017年9月7日)	10,571,131,113	10,666,039,675	1.0024	1.0114
第5計算期間末 (2018年3月7日)	9,624,794,282	9,654,221,264	0.9812	0.9842
第6計算期間末 (2018年9月7日)	8,146,984,731	8,176,287,148	0.9731	0.9766
第7計算期間末 (2019年3月7日)	6,149,764,285	6,149,764,285	0.9587	0.9587
第8計算期間末 (2019年9月9日)	5,304,963,281	5,304,963,281	0.9878	0.9878
第9計算期間末 (2020年3月9日)	4,544,655,659	4,544,655,659	1.0145	1.0145
第10計算期間末 (2020年9月7日)	3,222,667,329	3,233,549,229	1.0365	1.0400
第11計算期間末 (2021年3月8日)	2,823,820,856	2,834,914,751	1.0182	1.0222
第12計算期間末 (2021年9月7日)	2,609,396,666	2,633,201,429	1.0414	1.0509
第13計算期間末 (2022年3月7日)	2,188,534,554	2,204,240,310	0.9754	0.9824
第14計算期間末 (2022年9月7日)	1,644,010,471	1,677,313,592	0.8392	0.8562
2022年9月末日	1,583,171,966	—	0.8110	—
10月末日	1,517,012,931	—	0.7931	—
11月末日	1,522,289,973	—	0.8111	—
12月末日	1,516,185,268	—	0.8068	—
2023年1月末日	1,553,530,036	—	0.8293	—
2月末日	1,565,251,366	—	0.8099	—
第15計算期間末 (2023年3月7日)	1,545,120,231	1,562,514,492	0.7995	0.8085
3月末日	1,541,250,838	—	0.8066	—

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
4月末日	1,530,613,040	—	0.8063	—
5月末日	1,540,136,108	—	0.7944	—
6月末日	1,499,111,430	—	0.7885	—
7月末日	1,485,235,866	—	0.7867	—
8月末日	1,466,518,877	—	0.7791	—
第16計算期間末 (2023年9月7日)	1,447,580,686	1,451,345,447	0.7690	0.7710
9月末日	1,609,979,675	—	0.7541	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0130
第2計算期間	0.0120
第3計算期間	0.0090
第4計算期間	0.0090
第5計算期間	0.0030
第6計算期間	0.0035
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0035
第11計算期間	0.0040
第12計算期間	0.0095
第13計算期間	0.0070
第14計算期間	0.0170
第15計算期間	0.0090
第16計算期間	0.0020

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△0.9
第2計算期間	5.3
第3計算期間	△2.3
第4計算期間	2.6
第5計算期間	△1.8
第6計算期間	△0.5
第7計算期間	△1.5
第8計算期間	3.0
第9計算期間	2.7
第10計算期間	2.5
第11計算期間	△1.4
第12計算期間	3.2
第13計算期間	△5.7

	収益率(%)
第 14 計算期間	△12.2
第 15 計算期間	△3.7
第 16 計算期間	△3.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 計算期間	2,095,155,807	61,309,356
第 2 計算期間	2,489,519,247	303,842,776
第 3 計算期間	4,531,648,102	1,383,780,914
第 4 計算期間	4,195,914,706	2,562,614,980
第 5 計算期間	561,504,505	1,297,906,247
第 6 計算期間	60,371,859	1,497,246,649
第 7 計算期間	458,579,742	2,416,005,550
第 8 計算期間	305,025,227	1,349,271,633
第 9 計算期間	45,537,261	936,368,967
第 10 計算期間	8,976,733	1,379,477,821
第 11 計算期間	92,009,588	427,650,106
第 12 計算期間	82,289,486	349,998,689
第 13 計算期間	54,107,874	316,192,981
第 14 計算期間	66,490,926	351,163,260
第 15 計算期間	141,620,434	167,931,847
第 16 計算期間	69,107,394	119,422,247

(注) 当初設定数量は 1,544,706,029 口です。

(参考) マザーファンド
ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年9月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	686,659,168	100.00
純資産総額	686,659,168	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2023年9月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジあり)

2023年9月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,541円
純資産総額	16億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-3.0%
3カ月間	-4.1%
6カ月間	-6.3%
1年間	-5.7%
3年間	-23.4%
5年間	-17.5%
設定来	-16.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 110円 設定来分配金合計額: 1,015円

決算期	第5期 18年3月	第6期 18年9月	第7期 19年3月	第8期 19年9月	第9期 20年3月	第10期 20年9月	第11期 21年3月	第12期 21年9月	第13期 22年3月	第14期 22年9月	第15期 23年3月	第16期 23年9月
分配金	30円	35円	0円	0円	0円	35円	40円	95円	70円	170円	90円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

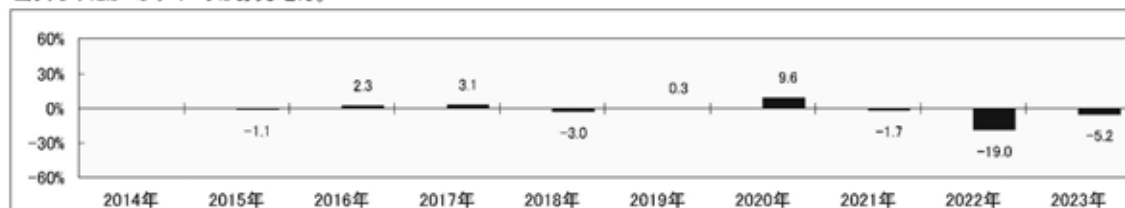
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLC	ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド(円ヘッジ・クラス)	98.8%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.0%
合計		98.8%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日(9月8日)から年末、2023年は9月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【投資状況】（2023年9月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	804,148,005	99.06
内 ケイマン諸島	804,148,005	99.06
親投資信託受益証券	996	0.00
内 日本	996	0.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	7,670,363	0.94
純資産総額	811,819,364	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2023年9月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEGDGED CLASS UNIT	ケイマン諸島	投資信託受益証券	7,673,167.99	105.18 807,089,637	104.80 804,148,005	99.06
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	999	0.9975 996	0.9974 996	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	99.06%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	99.06%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2016年3月7日)	1,939,979,861	1,967,243,188	0.9250	0.9380
第2計算期間末 (2016年9月7日)	1,937,466,409	1,959,639,026	0.8738	0.8838
第3計算期間末 (2017年3月7日)	1,589,593,221	1,609,748,474	0.9464	0.9584
第4計算期間末 (2017年9月7日)	2,086,211,440	2,104,179,193	0.9289	0.9369
第5計算期間末 (2018年3月7日)	1,606,121,685	1,619,654,750	0.8901	0.8976
第6計算期間末 (2018年9月7日)	1,193,518,792	1,210,932,211	0.9253	0.9388
第7計算期間末 (2019年3月7日)	958,553,934	966,846,845	0.9247	0.9327
第8計算期間末 (2019年9月9日)	834,243,105	838,774,304	0.9206	0.9256
第9計算期間末 (2020年3月9日)	687,878,300	693,008,558	0.9386	0.9456
第10計算期間末 (2020年9月7日)	581,350,373	587,668,058	0.9662	0.9767
第11計算期間末 (2021年3月8日)	541,318,715	544,113,480	0.9685	0.9735
第12計算期間末 (2021年9月7日)	550,155,381	555,631,931	1.0046	1.0146
第13計算期間末 (2022年3月7日)	532,294,982	536,066,867	0.9879	0.9949
第14計算期間末 (2022年9月7日)	481,052,518	490,949,050	1.0694	1.0914
2022年9月末日	477,031,221	—	1.0506	—
10月末日	479,492,549	—	1.0524	—
11月末日	474,387,578	—	1.0150	—
12月末日	456,262,211	—	0.9781	—
2023年1月末日	459,459,011	—	0.9888	—
2月末日	442,347,867	—	1.0114	—
第15計算期間末 (2023年3月7日)	431,852,400	441,474,263	0.9874	1.0094
3月末日	475,437,641	—	0.9762	—

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
4月末日	482,640,808	—	0.9903	—
5月末日	496,344,497	—	1.0218	—
6月末日	471,009,428	—	1.0544	—
7月末日	451,862,953	—	1.0256	—
8月末日	789,078,778	—	1.0533	—
第16計算期間末 (2023年9月7日)	770,836,619	791,439,308	1.0289	1.0564
9月末日	811,819,364	—	1.0241	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0130
第2計算期間	0.0100
第3計算期間	0.0120
第4計算期間	0.0080
第5計算期間	0.0075
第6計算期間	0.0135
第7計算期間	0.0080
第8計算期間	0.0050
第9計算期間	0.0070
第10計算期間	0.0105
第11計算期間	0.0050
第12計算期間	0.0100
第13計算期間	0.0070
第14計算期間	0.0220
第15計算期間	0.0220
第16計算期間	0.0275

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△6.2
第2計算期間	△4.5
第3計算期間	9.7
第4計算期間	△1.0
第5計算期間	△3.4
第6計算期間	5.5
第7計算期間	0.8
第8計算期間	0.1
第9計算期間	2.7
第10計算期間	4.1
第11計算期間	0.8
第12計算期間	4.8
第13計算期間	△1.0

	収益率(%)
第 14 計算期間	10.5
第 15 計算期間	△5.6
第 16 計算期間	7.0

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 計算期間	893,624,546	16,872,238
第 2 計算期間	321,078,931	200,996,226
第 3 計算期間	524,592,394	1,062,249,649
第 4 計算期間	957,262,064	390,897,369
第 5 計算期間	97,124,187	538,684,620
第 6 計算期間	66,365,485	580,891,309
第 7 計算期間	251,726,565	504,995,509
第 8 計算期間	110,740,865	241,115,011
第 9 計算期間	18,606,703	191,952,394
第 10 計算期間	16,522,061	147,731,817
第 11 計算期間	20,471,739	63,203,063
第 12 計算期間	11,374,256	22,672,218
第 13 計算期間	77,173,268	85,987,633
第 14 計算期間	11,344,440	100,342,784
第 15 計算期間	33,476,723	45,961,667
第 16 計算期間	361,207,147	49,375,868

(注) 当初設定数量は 1, 220, 426, 710 口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジなし)

2023年9月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,241円
純資産総額	8.1億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.2%
3カ月間	-0.3%
6カ月間	7.7%
1年間	2.3%
3年間	16.4%
5年間	23.1%
設定来	24.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 495円 設定来分配金合計額: 1,880円

決算期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	18年3月	18年9月	19年3月	19年9月	20年3月	20年9月	21年3月	21年9月	22年3月	22年9月	23年3月	23年9月
分配金	75円	135円	80円	50円	70円	105円	50円	100円	70円	220円	220円	275円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

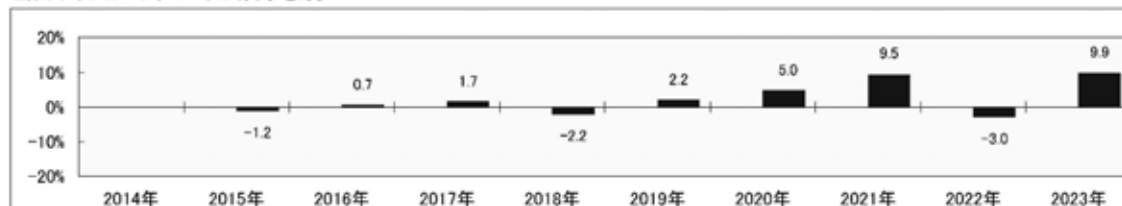
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
グッゲンハイム・パートナーズ・インベストメント・マネジメントLLC	ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド(ノンヘッジ・クラス)	99.1%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	0.0%
合計		99.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ・2015年は設定日(9月8日)から年末、2023年は9月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジあり)	2.10%	1.24%	0.87%
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジなし)	2.08%	1.24%	0.84%

※対象期間は2023年3月8日～2023年9月7日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとしてします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとしてします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとしてします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとしてします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの一部解約金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受け付けが中止された場合、当該一部解約請求の申込みの受け付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。

一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額

をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2015年9月8日から2025年9月5日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年3月8日から9月7日まで、および9月8日から翌年3月7日までとします。ただし、最終計算期間は、2025年3月8日から2025年9月5日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

ます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

5. 前3. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として信託終了日から起算して 5 営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年3月8日から2023年9月7日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）の2023年3月8日から2023年9月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）の2023年9月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）

(1) 【貸借対照表】

	第 15 期 2023 年 3 月 7 日現在 金 額 (円)	第 16 期 2023 年 9 月 7 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,823,864	29,063,802
投資信託受益証券	1,506,276,479	1,431,791,846
親投資信託受益証券	996	996
未収入金	20,000,000	-
流動資産合計	1,572,101,339	1,460,856,644
資産合計	1,572,101,339	1,460,856,644
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,394,261	3,764,761
未払解約金	2,419	3,875
未払受託者報酬	211,532	209,839
未払委託者報酬	9,309,509	9,234,616
その他未払費用	63,387	62,867
流動負債合計	26,981,108	13,275,958
負債合計	26,981,108	13,275,958
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,932,695,750	1,882,380,897
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△387,575,519	△434,800,211
(分配準備積立金)	68,783,529	65,466,080
元本等合計	1,545,120,231	1,447,580,686
純資産合計	1,545,120,231	1,447,580,686
負債純資産合計	1,572,101,339	1,460,856,644

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第 15 期 自 2022 年 9 月 8 日 至 2023 年 3 月 7 日 金 額 (円)	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日 金 額 (円)
営業収益		
受取配当金	27,254,353	14,139,344
受取利息	63	38
有価証券売買等損益	△78,219,493	△58,623,977
営業収益合計	△50,965,077	△44,484,595
営業費用		
支払利息	7,588	8,109
受託者報酬	211,532	209,839
委託者報酬	9,309,509	9,234,616
その他費用	63,387	62,867
営業費用合計	9,592,016	9,515,431
営業利益又は営業損失 (△)	△60,557,093	△54,000,026
経常利益又は経常損失 (△)	△60,557,093	△54,000,026
当期純利益又は当期純損失 (△)	△60,557,093	△54,000,026
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△3,853,036	△107,936
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△314,996,692	△387,575,519
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,024,640	23,929,805
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	27,024,640	23,929,805
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,505,149	13,497,646
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	25,505,149	13,497,646
分配金 ※1	17,394,261	3,764,761
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△387,575,519	△434,800,211

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 15 期 2023 年 3 月 7 日現在	第 16 期 2023 年 9 月 7 日現在
1. ※1 期首元本額	1,959,007,163 円	1,932,695,750 円
期中追加設定元本額	141,620,434 円	69,107,394 円
期中一部解約元本額	167,931,847 円	119,422,247 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,932,695,750 口	1,882,380,897 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 387,575,519 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 434,800,211 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 15 期 自 2022 年 9 月 8 日 至 2023 年 3 月 7 日	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
※1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,662,674 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される収益調整金（38,252,768 円）及び分配準備積立金（68,515,116 円）より分配対象額は 124,430,558 円（1 万口当たり 643.82 円）であり、うち 17,394,261 円（1 万口当たり 90 円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,613,334 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される収益調整金（39,636,653 円）及び分配準備積立金（64,617,507 円）より分配対象額は 108,867,494 円（1 万口当たり 578.35 円）であり、うち 3,764,761 円（1 万口当たり 20 円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 16 期
	2023 年 9 月 7 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 15 期	第 16 期
	2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△73,093,956	△58,779,597
親投資信託受益証券	△1	0
合計	△73,093,957	△58,779,597

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 15 期	第 16 期
2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 16 期
自 2023 年 3 月 8 日
至 2023 年 9 月 7 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 15 期	第 16 期
	2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
1口当たり純資産額	0.7995 円	0.7690 円
(1万口当たり純資産額)	(7,995 円)	(7,690 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY HEDGED CLASS UNIT	18,308,188.050	1,431,791,846.450	
	国外・円 小計			1,431,791,846.450 (1,431,791,846)	
投資信託受益証券 合計				1,431,791,846 [1,431,791,846]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネーアセット・マ ザーファンド	999	996	
	日本円 小計			996	
親投資信託受益証券 合計				996	
合計				1,431,792,842 [1,431,791,846]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表
(2022年9月30日)

資産	
投資資産の評価額 (簿価 \$443,291,939)	\$ 378,854,420
現金	2,315
外国為替先渡取引による評価益	349,547
未収:	
売却済投資資産の代金	297,089
受渡遅延の売却済投資資産の代金	20,602,868
配当	1,929
利息	2,694,714
その他の資産	1,867
資産合計	402,804,749

負債	
外国為替先渡取引による評価損	646,967
未拋出済ローン契約の評価損	12,988
売建オプションによる評価額 (受取プレミアム\$411,325)	547,360
売建スワップションによる評価額 (受取プレミアム\$48,675)	167,830
カウンターパーティーからの預託金	910,000
中央清算されるデリバティブ取引におけるブローカーからの預託金	1,395
ブローカーへの未払金 - 中央清算されるデリバティブ-スワップ取引の変動証拠金	125,364
買い現先取引の評価額	27,781,736
未払:	
購入済投資資産の代金	5,860
受渡遅延の購入済投資資産の代金	42,413,718
償還済受益証券の代金	11,512
会計および管理会社報酬	448,990
運用会社報酬	157,490
専門家報酬	101,492
保管会社報酬	52,781
販売会社報酬	27,687
管理会社報酬	24,302
代理人報酬	4,258
印刷費用	1,879
為替取引執行会社報酬	1,702
名義書換代理人報酬	400
その他負債	12,372
負債合計	73,458,083
純資産	\$ 329,346,666

純資産	
豪ドル・クラス	\$ 3,985,764
円ヘッジ・クラス	10,780,015
ノンヘッジ・クラス	299,446,461
NZドル・クラス	2,278,091
トルコ・リラ・クラス	4,221,099
米ドル・クラス	5,126,836
南アフリカ・ランド・クラス	3,508,400
	\$ 329,346,666

発行済み受益証券

豪ドル・クラス	68,533
円ヘッジ・クラス	18,897,204
ノンヘッジ・クラス	407,387,036
NZドル・クラス	44,508
トルコ・リラ・クラス	662,065
米ドル・クラス	54,953
南アフリカ・ランド・クラス	66,878

受益証券1口当り純資産額

豪ドル・クラス	\$	58.16
円ヘッジ・クラス	\$	0.570
ノンヘッジ・クラス	\$	0.735
NZドル・クラス	\$	51.18
トルコ・リラ・クラス	\$	6.38
米ドル・クラス	\$	93.29
南アフリカ・ランド・クラス	\$	52.46

損益計算書
(2022年9月30日に終了した年度)

投資収益

受取利息(源泉徴収税 \$84,858 控除後)	\$	14,985,437
配当収益(源泉徴収税 \$98,095 控除後)		308,261
投資収益合計		15,293,698

費用

運用会社報酬	1,884,545
会計および管理会社報酬	314,093
保管会社報酬	222,837
販売会社報酬	177,480
支払利息	169,882
管理会社報酬	167,358
専門家報酬	98,511
名義書換代理人報酬	38,296
代理人報酬	27,304
印刷費	21,746
為替取引執行会社報酬	11,215
受託会社報酬	9,999
登録料	6,454
その他費用	9,542
費用合計	3,159,262

投資利益

12,134,436

実現損益および評価損益：**実現損益：**

証券投資	(6,056,755)
------	-------------

スワップ取引	(1,225,698)
外国為替取引および外国為替先渡取引	(10,376,712)
売建オプション	(696,463)
売建スワップション	55,205
純実現損益	(18,300,423)
評価損益の純変動:	
証券投資	(68,919,355)
スワップ取引	(650,996)
外国為替換算および外国為替先渡取引	910,465
売建オプション	(177,145)
売建スワップション	(119,155)
未拋出ローン契約	(12,988)
信用売りの評価益	(12,229)
評価損益の純変動	(68,981,403)
実現損益および評価損益の純変動	(87,281,826)
運用による純資産の純減	\$ (75,147,390)

投資明細表
2022年9月30日

	<u>元本</u>	<u>有価証券の明細</u>	<u>純資産に 占める割合</u>	<u>評価額</u>
		債券 (111.5%)		
		オーストラリア (1.2%)		
		社債 (1.2%)		
		Macquarie Bank Ltd. (a)		
USD	1,610,000	3.62% due 06/03/30	\$	1,302,580
		Macquarie Group Ltd. (a),(b),(c)		
USD	400,000	2.69% due 06/23/32		301,043
USD	500,000	2.87% due 01/14/33		375,549
		National Australia Bank Ltd. (a)		
USD	750,000	2.99% due 05/21/31		576,829
		Newcrest Finance Pty Ltd. (a),(b)		
USD	800,000	3.25% due 05/13/30		666,370
		Westpac Banking Corp.		
USD	250,000	2.96% due 11/16/40		159,635
USD	250,000	3.02% due 11/18/36 (a),(c)		182,781
		社債合計		3,564,787

		オーストラリア合計 (簿価 \$4,599,032)	3,564,787
		バミューダ (0.6%)	
		資産担保証券 (0.4%)	
		IP Lending V Ltd. Class SNR (a)	
USD	550,000	5.13% due 04/02/26	520,590
		Textainer Marine Containers VII Ltd. Class A (a),(b)	
USD	735,520	2.73% due 08/21/45	663,884
		資産担保証券合計	1,184,474
		社債 (0.2%)	
		Triton Container International Ltd. (a),(b)	
USD	850,000	3.15% due 06/15/31	622,270
		社債合計	622,270
		バミューダ合計 (簿価 \$2,119,060)	1,806,744
		カナダ (1.6%)	
		バンクローン* (0.1%)	
		Air Canada	
USD	189,433	6.42% due 08/11/28	180,622
		バンクローン合計	180,622
		社債 (1.5%)	
		1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc. (a),(b)	
USD	950,000	4.00% due 10/15/30	748,201
USD	100,000	5.75% due 04/15/25	99,075
		Brookfield Finance, Inc. (b)	
USD	600,000	3.50% due 03/30/51	378,590
USD	150,000	4.70% due 09/20/47	118,777
		CGI, Inc. (b)	
USD	300,000	2.30% due 09/14/31	221,304
		Fairfax Financial Holdings Ltd. (b)	
USD	880,000	3.38% due 03/03/31	710,305
USD	450,000	5.63% due 08/16/32	414,729
		Parkland Corp. (a),(b)	
USD	100,000	4.63% due 05/01/30	80,909
		Rogers Communications, Inc. (a),(b)	
USD	1,000,000	3.80% due 03/15/32	860,770
		Wilton RE Ltd. (a),(b),(c)	
USD	1,450,000	6.00% due	1,262,269
		Yamana Gold, Inc. (b)	

USD	250,000	2.63% due 08/15/31	184,812
		社債合計	5,079,741
		カナダ合計 (簿価 \$6,457,022)	5,260,363
		ケイマン諸島 (13.3%)	
		資産担保証券 (13.3%)	
		ABPCI Direct Lending Fund CLO I LLC Class B12 (a),(c)	
USD	1,000,000	4.71% due 07/20/33	953,328
		ABPCI Direct Lending Fund CLO II LLC Class A1R (a),(b),(c)	
USD	1,250,000	4.31% due 04/20/32	1,214,668
		ABPCI Direct Lending Fund CLO V Ltd. Class A1R (a),(b),(c)	
USD	750,000	4.21% due 04/20/31	730,439
		ACRES Commercial Realty 2021-FL1 Ltd. Class C (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.94% due 06/15/36	942,171
		AMMC CLO XIV Ltd. Class A2R2 (a),(b),(c)	
USD	700,000	4.18% due 07/25/29	681,979
		Anchorage Credit Funding 13 Ltd. Class A1 (a),(b)	
USD	1,000,000	2.88% due 07/27/39	881,818
		Anchorage Credit Funding 3 Ltd. Class A1R (a),(b)	
USD	750,000	2.87% due 01/28/39	665,168
		Anchorage Credit Funding 4 Ltd. Class AR (a),(b)	
USD	700,000	2.72% due 04/27/39	623,713
		BCC Middle Market CLO 2019-1 LLC Class A1R (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.01% due 10/15/33	968,291
		BDS 2021-FL9 Ltd. Class D (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	5.24% due 11/16/38	923,859
		BXMT 2020-FL2 Ltd. Class C (a),(b),(c)	
USD	2,350,000	4.69% due 02/15/38	2,328,341
		BXMT 2020-FL2 Ltd. Class AS (a),(b),(c)	
USD	2,000,000	4.19% due 02/15/38	1,979,783
		BXMT 2020-FL3 Ltd. Class C (a),(b),(c)	
USD	250,000	4.95% due 11/15/37	244,948
		Cerberus Loan Funding XXVI LP Class AR (a),(b),(c)	
USD	750,000	4.01% due 04/15/31	730,125
		Cerberus Loan Funding XXX LP Class A (a),(c)	
USD	1,500,000	4.36% due 01/15/33	1,472,493
		Cerberus Loan Funding XXXI LP Class A (a),(c)	
USD	1,000,000	4.01% due 04/15/32	990,445

		Cerberus Loan Funding XXXII LP Class A (a),(c)	
USD	1,000,000	4.13% due 04/22/33	967,036
		Cerberus Loan Funding XXXIII LP Class B (a),(c)	
USD	1,000,000	4.36% due 07/23/33	890,200
		Cerberus Loan Funding XXXV LP Class B (a),(c)	
USD	2,000,000	4.36% due 09/22/33	1,857,758
		Cerberus Loan Funding XXXVI LP Class A (a),(c)	
USD	427,862	3.91% due 11/22/33	425,142
		CIFC Funding 2015-IV Ltd. Class A2R2 (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.16% due 04/20/34	930,318
		CIFC Funding 2022-III Ltd. Class A (a),(b),(c)	
USD	950,000	2.65% due 04/21/35	920,227
		Denali Capital CLO XI Ltd. 2015-1A Class A2RR (a),(b),(c)	
USD	500,000	4.36% due 10/20/28	494,913
		FINS 2020-1 A1	
USD	1,517,992	5.00% due 05/15/38	1,499,026
		Fortress Credit Opportunities IX CLO Ltd. Class BR (a),(c)	
USD	1,750,000	4.46% due 10/15/33	1,689,035
		Fortress Credit Opportunities XI CLO Ltd. 2018-11A Class A1T (a),(c)	
USD	1,000,000	3.81% due 04/15/31	985,860
		Golub Capital Partners CLO 16 Ltd. Class A1R2 (a),(c)	
USD	250,000	4.39% due 07/25/33	241,495
		Golub Capital Partners CLO 16 Ltd. Class A2R2 (a),(c)	
USD	2,000,000	4.58% due 07/25/33	1,951,014
		Golub Capital Partners CLO 16 Ltd. Class BR2 (a),(c)	
USD	1,000,000	4.68% due 07/25/33	950,756
		Golub Capital Partners CLO 33M Ltd. Class AR2 (a),(c)	
USD	1,250,000	4.86% due 08/25/33	1,148,806
		Golub Capital Partners CLO 36M Ltd. 2018-36A Class A (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.13% due 02/05/31	977,248
		Golub Capital Partners CLO 49M Ltd. Class CR (a),(c)	
USD	500,000	5.31% due 08/26/33	463,101
		Golub Capital Partners CLO 54M LP Class C (a),(c)	
USD	1,000,000	5.48% due 08/05/33	934,450
		GPMT 2019-FL2 Ltd. Class C (a),(b),(c)	
USD	480,000	5.36% due 02/22/36	479,602
		HGI CRE CLO 2021-FL2 Ltd. Class C (a),(b),(c)	

USD	1,000,000	4.74% due 09/17/36	942,637
		KDAC Aviation Finance Ltd. 2017-1A Class A (a)	
USD	863,680	4.21% due 12/15/42	661,076
		KKR CLO 16 Ltd. Class A2R2 (a),(b),(c)	
USD	750,000	4.46% due 10/20/34	704,370
		LoanCore 2019-CRE2 Issuer Ltd. Class AS (a),(b),(c)	
USD	1,015,139	4.32% due 05/15/36	1,011,632
		LoanCore 2021-CRE6 Issuer Ltd. Class C (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	5.12% due 11/15/38	928,975
		Midocean Credit CLO VII 2017-7A Class A2R (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	3.96% due 07/15/29	967,151
		Owl Rock CLO IV Ltd. Class A2R (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.88% due 08/20/33	961,581
		Owl Rock CLO V Ltd. Class C1 (a),(b),(c)	
USD	2,000,000	5.63% due 04/20/34	1,859,719
		Palmer Square Loan Funding 2022-1 Ltd. Class A2 (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	3.93% due 04/15/30	957,203
		THL Credit Lake Shore MM CLO I Ltd. Class BR (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.51% due 04/15/33	957,491
		VENTURE XIII CLO Ltd. 2013-13A Class SUB (a),(b),(c),(d)	
USD	500,000	0.00% due 09/10/29	66,263
		資産担保証券合計	44,155,654
		ケイマン諸島合計 (簿価 \$46,428,516)	44,155,654
		フランス (0.3%)	
		社債 (0.3%)	
		Altice France S.A. (a),(b)	
USD	250,000	5.13% due 07/15/29	186,777
		BNP Paribas S.A. (a),(b),(c)	
USD	500,000	2.16% due 09/15/29	391,380
		Societe Generale S.A. (a),(b),(c)	
USD	500,000	2.89% due 06/09/32	365,089
		社債合計	943,246
		フランス合計 (簿価 \$1,250,000)	943,246
		ガーンジー (0.6%)	
		社債 (0.6%)	
		Pershing Square Holdings Ltd. (b)	
USD	1,600,000	3.25% due 11/15/30	1,243,534

USD	1,000,000	3.25% due 10/01/31	748,630
		社債合計	1,992,164
		ガンジー合計 (簿価 \$2,596,984)	1,992,164
		アイルランド (0.3%)	
		資産担保証券(0.2%)	
		Lunar 2021-1 Structured Aircraft Portfolio Notes Class A (a)	
USD	889,949	2.64% due 10/15/46	735,229
		資産担保証券合計	735,229
		社債 (0.1%)	
		LCPR Senior Secured Financing DAC (a),(b)	
USD	180,000	6.75% due 10/15/27	149,400
		社債合計	149,400
		アイルランド合計 (簿価 \$1,076,036)	884,629
		日本 (0.4%)	
		社債 (0.4%)	
		Nippon Life Insurance Co. (a),(b),(c)	
USD	1,110,000	2.90% due 09/16/51	857,685
		Sumitomo Life Insurance Co. (a),(b),(c)	
USD	500,000	3.38% due 04/15/81	405,000
		Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.	
USD	250,000	2.22% due 09/17/31	186,910
		社債合計	1,449,595
		日本合計 (簿価 \$1,860,000)	1,449,595
		ジャージー、チャンネル諸島 (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		Galaxy Pipeline Assets Bidco Ltd. (a)	
USD	773,224	2.94% due 09/30/40	586,832
USD	1,400,000	3.25% due 09/30/40	1,023,425
		社債合計	1,610,257
		ジャージー、チャンネル諸島合計 (簿価 \$2,173,224)	1,610,257
		ルクセンブルク (0.1%)	
		バンクローン* (0.1%)	
		Aston FinCo S.A R.L.	
USD	244,361	7.37% due 10/09/26	230,513
		バンクローン合計	230,513
		ルクセンブルク合計 (簿価 \$237,823)	230,513

		メキシコ (0.1%)	
		社債 (0.1%)	
		Becle SAB de CV (a),(b)	
USD	600,000	2.50% due 10/14/31	464,400
		社債合計	464,400
		メキシコ合計 (簿価 \$594,382)	464,400
		多国籍企業 (0.5%)	
		社債 (0.5%)	
		Ardagh Metal Packaging Finance USA LLC / Ardagh Metal Packaging Finance PLC (a),(b)	
USD	450,000	4.00% due 09/01/29	330,750
		Delta Air Lines, Inc. / SkyMiles IP Ltd. (a)	
USD	1,150,000	4.50% due 10/20/25	1,116,356
		JBS USA LUX S.A. / JBS USA Food Co. / JBS USA Finance, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	3.00% due 05/15/32	295,400
USD	100,000	4.38% due 02/02/52	67,026
		社債合計	1,809,532
		多国籍企業合計 (簿価 \$2,094,195)	1,809,532
		オランダ (0.9%)	
		バンクローン* (0.3%)	
		Diamond B.V.	
USD	893,250	5.56% due 09/29/28	825,810
		バンクローン合計	825,810
		社債 (0.6%)	
		ABN AMRO Bank NV (a),(b),(c)	
USD	600,000	2.47% due 12/13/29	476,470
		Alcoa Nederland Holding BV (a),(b)	
USD	200,000	4.13% due 03/31/29	167,440
USD	200,000	5.50% due 12/15/27	186,530
		Dufry One BV (b)	
EUR	100,000	3.38% due 04/15/28	74,774
		Enel Finance International NV (a),(b)	
USD	250,000	2.88% due 07/12/41	142,646
		LeasePlan Corp. NV (a)	
USD	350,000	2.88% due 10/24/24	328,479
		UPC Broadband Finco BV (a),(b)	
USD	500,000	4.88% due 07/15/31	388,015
		Ziggo BV (a),(b)	

USD	300,000	4.88% due 01/15/30	237,000
		社債合計	2,001,354
		オランダ合計 (簿価 \$3,414,517)	2,827,164
		カタール (0.2%)	
		社債 (0.2%)	
		Qatar Energy (a),(b)	
USD	500,000	3.13% due 07/12/41	364,643
USD	500,000	3.30% due 07/12/51	354,920
		社債合計	719,563
		カタール合計 (簿価 \$998,238)	719,563
		スペイン (0.2%)	
		社債 (0.2%)	
		Cellnex Finance Co. S.A. (a),(b)	
USD	950,000	3.88% due 07/07/41	593,921
		社債合計	593,921
		スペイン合計 (簿価 \$941,494)	593,921
		英国 (2.5%)	
		社債 (2.5%)	
		Anglo American Capital PLC (a),(b)	
USD	1,450,000	2.63% due 09/10/30	1,115,655
USD	750,000	3.95% due 09/10/50	510,609
USD	200,000	5.63% due 04/01/30	189,157
		BP Capital Markets PLC (b),(c)	
USD	1,480,000	4.88% due	1,268,750
		British Telecommunications PLC	
USD	750,000	4.88% due 11/23/81	608,977
USD	425,000	9.63% due 12/15/30	490,851
		Ferguson Finance PLC (a),(b)	
USD	274,000	3.25% due 06/02/30	225,148
USD	150,000	4.65% due 04/20/32	131,974
		INEOS Quattro Finance 2 PLC (a),(b)	
USD	300,000	3.38% due 01/15/26	249,750
		Royalty Pharma PLC (b)	
USD	270,000	2.20% due 09/02/30	206,124
USD	520,000	3.55% due 09/02/50	324,104
		Standard Chartered PLC (a),(b),(c)	
USD	1,400,000	4.64% due 04/01/31	1,223,027

		Virgin Media Finance PLC (a),(b)	
USD	400,000	5.00% due 07/15/30	300,188
		Virgin Media Secured Finance PLC (a),(b)	
USD	400,000	4.50% due 08/15/30	312,180
		Vmed O2 UK Financing I PLC (a),(b)	
GBP	650,000	4.00% due 01/31/29	546,010
		Vodafone Group PLC (b),(c)	
USD	550,000	4.13% due 06/04/81	381,304
		Weir Group PLC (a),(b)	
USD	200,000	2.20% due 05/13/26	168,093
		社債合計	8,251,901
		英国合計 (簿価 \$10,700,294)	8,251,901
		米国 (88.2%)	
		資産担保証券 (23.0%)	
		AASET 2017-1 Trust Class A (a)	
USD	299,574	3.97% due 05/16/42	237,562
		AASET 2018-2 US Ltd. Class A (a)	
USD	1,838,841	4.45% due 11/18/38	1,521,699
		Aaset 2021-1 Trust Class A (a)	
USD	855,482	2.95% due 11/16/41	682,388
		ABPCI Direct Lending Fund CLO VII LP Class A2R (a),(c)	
USD	1,000,000	4.62% due 10/20/31	960,699
		American Home Mortgage Investment Trust 2007-1 Class GIOP	
USD	2,758,280	2.08% due 05/25/47 (j)	394,735
		Applebee's Funding LLC / IHOP Funding LLC Class A2I (a),(b)	
USD	346,500	4.19% due 06/05/49	328,522
		Arbys Funding LLC Class A2 (a),(b)	
USD	1,568,000	3.24% due 07/30/50	1,332,005
		Asset Backed Securities Corp. Home Equity Loan Trust Series AEG 2006-HE1 Class M1 (b),(c)	
USD	905,433	3.68% due 01/25/36	877,634
		Bear Stearns Asset Backed Securities I Trust 2006-HE9 Class 2A (b),(c)	
USD	297,794	3.22% due 11/25/36	286,032
		Benchmark 2018-B6 Mortgage Trust Class XA (b),(c)	
USD	21,999,640	0.57% due 10/10/51	337,250
		BRAVO Residential Funding Trust 2021-C Class A1 (a),(b)	
USD	2,941,147	1.62% due 03/01/61	2,682,434
		BRAVO Residential Funding Trust 2022-NQM3 Class A (a),(b)	

USD	974,849	3.13% due 01/29/70 BX Commercial Mortgage Trust 2019-XL Class F (a),(c)	861,587
USD	850,000	4.82% due 10/15/36 BX Commercial Mortgage Trust 2021-VOLT Class D (a),(c)	815,813
USD	1,000,000	4.47% due 09/15/36 BX Commercial Mortgage Trust 2021-VOLT Class E (a),(c)	928,311
USD	800,000	4.82% due 09/15/36 Capmark Military Housing Trust 2007-AET2 Class A (a)	737,639
USD	461,415	6.06% due 10/10/52 CARS-DB4 LP 2020-1A Class A6 (a),(b)	433,273
USD	993,542	3.81% due 02/15/50 CARS-DB4 LP Class A5 (a),(b)	865,976
USD	596,125	3.48% due 02/15/50 CARS-DB5 LP Class A4 (a),(b)	536,331
USD	499,583	2.76% due 08/15/51 Cascade Funding Mortgage Trust 2018-RM2 Class A (a),(b),(c)	380,862
USD	1,228,677	4.00% due 10/25/68 Castlelake Aircraft Securitization Trust 2018-1 Class A (a)	1,185,479
USD	776,076	4.13% due 06/15/43 CD 2016-CD1 Mortgage Trust Class XA (b),(c)	679,036
USD	818,867	1.50% due 08/10/49 CF Hippolyta Issuer LLC Class A2 (a)	31,290
USD	750,000	6.11% due 08/15/62 CF Hippolyta Issuer LLC Class B1 (a),(b)	711,017
USD	1,494,983	1.98% due 03/15/61	1,257,353
USD	230,126	2.28% due 07/15/60 Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-C2 Class XA (b),(c)	201,288
USD	944,574	1.88% due 08/10/49 Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-GC37 Class XA (b),(c)	46,362
USD	2,873,680	1.84% due 04/10/49 Citigroup Commercial Mortgage Trust 2016-P5 Class XA (b),(c)	126,346
USD	1,589,539	1.52% due 10/10/49 CMFT Net Lease Master Issuer LLC Class A6 (a),(b)	66,617
USD	700,000	3.44% due 07/20/51 COMM 2015-CCRE26 Mortgage Trust Class XA (b),(c)	545,972
USD	5,575,505	1.05% due 10/10/48 CSMC 2020-RPL5 Trust Class A1 (a),(b),(c)	115,124

USD	1,182,467	3.02% due 08/25/60 CSMC 2021-RPL4 Trust Class A1 (a),(b),(c)	1,133,148
USD	813,741	1.80% due 12/27/60 CSMC 2021-RPL7 Trust Class A1 (a),(b),(c)	757,163
USD	842,432	1.93% due 07/27/61 DB Master Finance LLC Class A23 (a),(b)	771,249
USD	1,091,750	2.79% due 11/20/51 Diamond Issuer Class A (a),(b)	861,170
USD	1,100,000	2.31% due 11/20/51 Domino's Pizza Master Issuer LLC Class A23 (a),(b)	929,850
USD	191,000	4.12% due 07/25/47 Extended Stay America Trust 2021-ESH Class D (a),(c)	176,228
USD	248,471	5.07% due 07/15/38 Falcon Aerospace Ltd. 2017-1 Class A (a)	237,886
USD	132,630	4.58% due 02/15/42 FirstKey Homes 2020-SFR2 Trust Class F3 (a)	120,260
USD	250,000	3.37% due 10/19/37 FirstKey Homes 2020-SFR2 Trust Class G1 (a)	220,702
USD	350,000	4.00% due 10/19/37 FirstKey Homes 2020-SFR2 Trust Class G2 (a)	313,672
USD	350,000	4.50% due 10/19/37 FirstKey Revolving Trust 2020-C2	317,540
USD	1,600,000	3.25% due 12/25/23 FNMA-Aces Class X1 (c)	1,521,805
USD	3,135,043	1.61% due 03/25/35 Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class A3 (a),(c)	351,309
USD	872,733	4.44% due 11/25/52 Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class B1 (a),(c)	808,544
USD	1,934,502	4.66% due 11/25/55 Freddie Mac Military Housing Bonds Resecuritization Trust Certificates 2015-R1 Class XA1 (a),(c)	1,783,006
USD	5,757,447	0.70% due 11/25/55 Freddie Mac Multifamily Structured Pass Through Certificates Class X1 (b),(c)	415,240
USD	18,761,661	0.46% due 03/25/25 GCAT 2022-NQM3 Trust Class A3 (a),(b),(c)	141,309
USD	1,742,974	4.35% due 04/25/67 GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 2006-NELL Class A (a)	1,629,087
USD	457,083	5.36% due 05/10/51	373,275

		GMAC Commercial Mortgage Asset Corp. 2007-HCKM Class A (a)	
USD	926,205	6.11% due 08/10/52	874,620
		GS Mortgage Securities Corp. Trust 2020-DUNE Class D (a),(c)	
USD	1,000,000	4.72% due 12/15/36	965,486
		GS Mortgage Securities Corp. Trust 2020-UPTN Class D (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	3.35% due 02/10/37	882,178
		GSRPM Mortgage Loan Trust 2006-1 Class M1 (a),(b),(c)	
USD	453,533	3.58% due 03/25/35	444,446
		Home Equity Loan Trust 2007-FRE1 Class 1AV1 (b),(c)	
USD	1,228,474	3.27% due 04/25/37	1,143,762
		Home Partners of America 2021-2 Trust Class D (a)	
USD	975,330	2.65% due 12/17/26	841,727
		Hotwire Funding LLC Class B (a),(b)	
USD	450,000	2.66% due 11/20/51	371,500
		Imperial Fund Mortgage Trust 2022-NQM2 Class A2 (a),(b),(c)	
USD	946,655	4.02% due 03/25/67	850,578
		Imperial Fund Mortgage Trust 2022-NQM2 Class A3 (a),(b),(c)	
USD	946,655	4.20% due 03/25/67	846,186
		J.G. Wentworth XLI LLC Class B (a),(b)	
USD	340,920	4.70% due 10/15/74	310,714
		LCCM 2021-FL3 Trust Class A (a),(b),(c)	
USD	1,350,000	4.27% due 11/15/38	1,325,692
		LCCM 2021-FL3 Trust Class AS (a),(b),(c)	
USD	850,000	4.62% due 11/15/38	823,890
		Legacy Mortgage Asset Trust 2021-GS2 Class A1 (a),(b)	
USD	800,617	1.75% due 04/25/61	742,998
		Legacy Mortgage Asset Trust 2021-GS3 Class A1 (a),(b)	
USD	504,712	1.75% due 07/25/61	459,800
		Lehman XS Trust Series 2006-12N Class A32A (b),(c)	
USD	1,237,437	3.48% due 08/25/46	1,129,417
		Lehman XS Trust Series 2007-2N Class 2A (b),(c)	
USD	520,918	3.26% due 02/25/37	473,278
		LoanCore 2021-CRE4 Issuer Ltd. Class C (a),(b),(c)	
USD	1,000,000	4.10% due 07/15/35	970,140
		LSTAR Securities Investment Ltd. 2020-1 Class A (a),(b),(c)	
USD	470,662	4.36% due 02/01/26	436,698
		LSTAR Securities Investment Ltd. 2021-2 Class A1 (a),(c)	

USD	341,512	4.26% due 03/02/26 Madison Avenue Secured Funding Trust Series 2021-1 Class A1 (a),(c)	333,235
USD	950,000	4.58% due 01/17/23 Morgan Stanley Bank of America Merrill Lynch Trust 2017-C34 Class XA (b),(c)	950,000
USD	15,656,139	0.91% due 11/15/52 Morgan Stanley Capital I Trust 2016-UB11 Class XA (b),(c)	441,652
USD	1,906,142	1.58% due 08/15/49 MTN Commercial Mortgage Trust 2022-LPFL Class D (a),(c)	83,168
USD	2,200,000	5.79% due 03/15/39 Nassau 2019 CFO LLC Class A (a),(b)	2,083,817
USD	292,344	3.98% due 08/15/34 Navigator Aircraft ABS Ltd. Class A (a)	278,245
USD	471,726	2.77% due 11/15/46 NYMT Loan Trust 2022-SP1 Class A1 (a),(b)	401,023
USD	881,685	5.25% due 07/25/62 OSAT 2021-RPL1 Trust Class A1 (a),(b)	844,650
USD	803,766	2.12% due 05/25/65 Oxford Finance Funding 2020-1 LLC Class A2 (a),(b)	745,795
USD	291,989	3.10% due 02/15/28 PRPM 2021-5 LLC Class A1 (a),(b)	288,494
USD	842,761	1.79% due 06/25/26 PRPM 2021-8 LLC Class A1 (a),(b),(c)	758,236
USD	1,412,120	1.74% due 09/25/26 PRPM 2022-1 LLC Class A1 (a),(b)	1,289,779
USD	1,779,616	3.72% due 02/25/27 RALI Series 2006-QO2 Trust Class A1 (b),(c)	1,656,985
USD	101,957	3.52% due 02/25/46 Raspro Trust 2005 Class B2 (a),(b),(c)	22,340
USD	3,742,783	3.63% due 03/23/24 Ready Capital Mortgage Financing 2019-FL3 LLC Class B (a),(b),(c)	3,470,564
USD	63,280	4.73% due 03/25/34 Sabey Data Center Issuer LLC Class A2 (a),(b)	61,496
USD	615,000	3.81% due 04/20/45 ServiceMaster Funding LLC Class A2II (a),(b)	583,627
USD	591,000	3.34% due 01/30/51 SERVPRO Master Issuer LLC Class A2 (a),(b)	455,316
USD	972,500	3.88% due 10/25/49	861,912

		SG Residential Mortgage Trust 2022-1 Class A3 (a),(b),(c)	
USD	1,152,138	3.68% due 03/27/62	1,013,445
		Sprite 2021-1 Ltd. Class A (a),(b)	
USD	462,120	3.75% due 11/15/46	390,200
		STORE Master Funding I LLC 2015-1A Class A2 (a),(b)	
USD	192,583	4.17% due 04/20/45	181,633
		Store Master Funding I-VII Class A1 (a),(b)	
USD	884,798	3.96% due 10/20/46	824,727
		Store Master Funding I-VII Class A2 (a),(b)	
USD	939,511	4.29% due 10/20/48	887,509
		Strategic Partners VIII Fund (d)	
USD	1,400,000	0.00% due 03/10/25	1,399,042
		Structured Asset Securities Corp. Mortgage Loan Trust 2007-BC4 Class A1 (b),(c)	
USD	1,933,316	3.71% due 11/25/37	1,877,284
		Taco Bell Funding LLC 2016-1A Class A23 (a),(b)	
USD	189,500	4.97% due 05/25/46	182,883
		TIF Funding II LLC Class A (a),(b)	
USD	609,583	1.65% due 02/20/46	504,603
		Towd Point Revolving Trust 2022-A (d)	
USD	2,000,000	0.00% due 09/25/64	1,932,700
		UBS Commercial Mortgage Trust 2017-C2 Class XA (b),(c)	
USD	4,117,466	1.24% due 08/15/50	162,169
		Vault DI Issuer LLC Class A2 (a),(b)	
USD	1,000,000	2.80% due 07/15/46	855,708
		VB-S1 Issuer LLC - VBTEL Class D (a),(b)	
USD	550,000	4.29% due 02/15/52	481,382
		Washington Mutual Mortgage Pass-Through Certificates WMALT Series 2006-AR9 Trust Class 1A (b),(c)	
USD	603,484	1.93% due 11/25/46	500,493
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2015-NXS1 Class A2 (b)	
USD	14,880	2.63% due 05/15/48	14,856
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-C37 Class XA (b),(c)	
USD	7,392,237	0.96% due 12/15/49	178,675
		Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2016-NXS5 Class XA (b),(c)	
USD	3,614,256	1.58% due 01/15/59	125,855
		Wingstop Funding LLC Class A2 (a),(b)	
USD	248,125	2.84% due 12/05/50	211,651
USD	750,000	3.73% due 03/05/52	632,522

		Woodmont 2020-7 Trust Class A1A (a),(c)	
USD	1,250,000	4.41% due 01/15/32	1,221,567
		資産担保証券合計	76,111,427
		バンクローン* (7.0%)	
		AmWINS Group, Inc.	
USD	50,988	5.37% due 02/19/28	48,900
		Anchor Packaging, LLC	
USD	1,120,523	7.12% due 07/18/26	1,085,506
		Apro, LLC	
USD	198,489	6.89% due 11/14/26	189,557
		Apttus Corp.	
USD	148,500	7.12% due 05/08/28	137,362
		Cambrex Corporation	
USD	481,362	6.63% due 12/04/26	462,409
		Citadel Securities LP	
USD	50,832	5.65% due 02/02/28	49,500
		Claros Mortgage Trust, Inc.	
USD	99,250	7.25% due 08/09/26	95,528
		Confluent Health, LLC	
USD	26,283	4.84% due 11/30/28	23,261
USD	450,392	7.12% due 11/30/28	398,597
		CP Atlas Buyer, Inc.	
USD	492,631	6.62% due 11/23/27	431,545
		Cushman & Wakefield U.S. Borrower, LLC	
USD	146,243	5.87% due 08/21/25	140,133
		Deerfield Dakota Holding, LLC	
USD	146,992	6.78% due 04/09/27	139,031
		Energizer Holdings, Inc.	
USD	246,250	5.31% due 12/22/27	236,092
		Filtration Group Corporation	
USD	389,393	6.12% due 03/31/25	375,034
		Franchise Group, Inc.	
USD	453,168	7.56% due 03/10/26	425,035
		Graftech International Ltd.	
USD	167,948	6.12% due 02/12/25	157,451
		HAH Group Holding Co. LLC	
USD	246,325	8.71% due 10/29/27	235,240

		Hamilton Projects Acquiror, LLC	
USD	408,287	8.17% due 06/17/27	402,162
		Higginbotham Insurance Agency, Inc.	
USD	22,849	2.02% due 11/25/26	22,282
USD	345,864	8.37% due 11/25/26	337,287
		HighTower Holding, LLC	
USD	247,500	6.73% due 04/21/28	230,640
		Imprivata, Inc.	
USD	997,500	7.28% due 12/01/27	967,266
		ITT Holdings LLC	
USD	162,360	5.87% due 07/10/28	155,460
		Jane Street Group, LLC	
USD	308,573	5.87% due 01/26/28	296,583
		Mavis Tire Express Services Topco Corp.	
USD	395,000	7.25% due 05/04/28	371,796
		Medical Solutions Holdings, Inc.	
USD	385,988	6.38% due 11/01/28	368,425
		Midwest Veterinary Partners, LLC	
USD	1,237,500	7.25% due 04/27/28	1,167,891
		Mileage Plus Holdings LLC	
USD	902,500	8.78% due 06/21/27	908,786
		NA Rail Hold Co. LLC	
USD	2,020,566	7.67% due 10/19/26	1,965,000
		National Mentor Holdings, Inc.	
USD	10,000	7.43% due 03/02/28	7,206
USD	227,696	7.18% due 03/02/28	164,083
		OEConnection LLC	
USD	1,774,684	7.56% due 09/25/26	1,712,570
		Orion Advisor Solutions, Inc.	
USD	197,000	6.56% due 09/24/27	186,493
		Pacific Bells, LLC	
USD	297,773	8.31% due 11/10/28	278,790
		Park River Holdings, Inc.	
USD	29,533	5.53% due 12/28/27	25,214
		Peraton Corp.	
USD	427,029	6.87% due 02/01/28	405,837
		PetIQ, LLC	

USD	493,750	7.07% due 04/13/28	456,719
		PetVet Care Centers, LLC	
USD	890,816	6.62% due 02/14/25	827,346
		Planview Parent, Inc.	
USD	393,000	7.67% due 12/17/27	374,332
		Quirch Foods Holdings, LLC	
USD	445,466	7.93% due 10/27/27	418,181
		Recorded Books Inc.	
USD	141,138	7.08% due 08/29/25	136,155
		Ring Container Technologies Group, LLC	
USD	198,500	6.87% due 08/12/28	191,884
		Sotheby's	
USD	248,744	7.01% due 01/15/27	241,281
		Southern Veterinary Partners, LLC	
USD	344,084	7.12% due 10/05/27	326,450
		SP PF Buyer LLC	
USD	343,766	7.62% due 12/22/25	284,982
		Trans Union LLC	
USD	123,182	5.37% due 12/01/28	119,564
		TransDigm Inc.	
USD	879,648	5.92% due 12/09/25	844,928
		Upland Software, Inc.	
USD	342,559	6.87% due 08/06/26	328,000
		Upstream Newco, Inc.	
USD	989,975	8.06% due 11/20/26	921,503
		USI, Inc.	
USD	81,718	6.92% due 12/02/26	78,994
		Valcour Packaging, LLC	
USD	598,500	5.22% due 10/04/28	553,987
		Waystar Technologies, Inc.	
USD	1,176,162	7.12% due 10/22/26	1,130,586
		Wrench Group LLC	
USD	1,326,168	7.67% due 04/30/26	1,288,041
		バンクローン合計	
		社債 (31.8%)	
		ADT Security Corp. (a),(b)	
USD	1,000,000	4.13% due 08/01/29	830,000
			23,126,885

		AES Corp. (a),(b)	
USD	360,000	3.95% due 07/15/30	308,268
		Allison Transmission, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	3.75% due 01/30/31	153,318
		Altria Group, Inc. (b)	
USD	490,000	3.40% due 05/06/30	396,616
USD	1,100,000	3.70% due 02/04/51	664,143
USD	90,000	4.45% due 05/06/50	60,134
		Amazon.com, Inc. (b)	
USD	340,000	2.70% due 06/03/60	200,586
		Amcor Flexibles North America, Inc. (b)	
USD	240,000	2.63% due 06/19/30	192,707
		American Equity Investment Life Holding Co. (b)	
USD	1,700,000	5.00% due 06/15/27	1,613,524
		American National Group, Inc. (a),(b)	
USD	900,000	6.14% due 06/13/32	837,260
		Americo Life, Inc. (a)	
USD	810,000	3.45% due 04/15/31	607,855
		Amsted Industries, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 05/15/30	165,540
		Apollo Management Holdings LP (a),(b)	
USD	240,000	2.65% due 06/05/30	189,233
		AptarGroup, Inc. (b)	
USD	450,000	3.60% due 03/15/32	368,357
		Aramark Services, Inc. (a),(b)	
USD	70,000	5.00% due 02/01/28	61,745
		Ares Finance Co. II LLC (a),(b)	
USD	700,000	3.25% due 06/15/30	572,384
		Ares Finance Co. LLC (a),(b)	
USD	325,000	4.00% due 10/08/24	311,545
		Arizona Public Service Co. (b)	
USD	280,000	3.35% due 05/15/50	183,091
		Assurant, Inc. (b)	
USD	500,000	2.65% due 01/15/32	368,096
		Assured Guaranty US Holdings, Inc. (b)	
USD	170,000	3.15% due 06/15/31	137,468
USD	150,000	3.60% due 09/15/51	97,889

		AT&T, Inc. (b)	
USD	690,000	2.75% due 06/01/31	552,076
		Avantor Funding, Inc. (a),(b)	
USD	63,000	4.63% due 07/15/28	55,777
		Bank of America Corp. (b),(c)	
USD	1,400,000	2.68% due 06/19/41	904,341
USD	300,000	4.38% due	240,750
USD	350,000	6.13% due	330,750
		Bank of New York Mellon Corp. (b),(c)	
USD	900,000	3.75% due	695,250
USD	230,000	4.70% due	220,225
		BAT Capital Corp. (b)	
USD	1,700,000	3.98% due 09/25/50	1,040,276
		Belrose Funding Trust (a),(b)	
USD	550,000	2.33% due 08/15/30	414,568
		Bimbo Bakeries USA, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	4.00% due 05/17/51	146,655
		Blackstone Holdings Finance Co. LLC (a),(b)	
USD	1,700,000	2.80% due 09/30/50	1,017,403
		Block, Inc. (b)	
USD	150,000	2.75% due 06/01/26	128,918
		Boeing Co. (b)	
USD	1,000,000	3.63% due 02/01/31	829,702
USD	1,680,000	5.15% due 05/01/30	1,552,131
USD	840,000	5.71% due 05/01/40	733,803
USD	840,000	5.81% due 05/01/50	731,661
		Boxer Parent Co., Inc. (a),(b)	
USD	150,000	7.13% due 10/02/25	147,011
		British Airways 2020-1 Class A Pass Through Trust (a)	
USD	846,995	4.25% due 11/15/32	762,282
		Broadcom, Inc. (b)	
USD	200,000	2.45% due 02/15/31	150,649
USD	545,000	3.19% due 11/15/36	372,515
USD	359,000	4.15% due 11/15/30	310,606
USD	485,000	4.93% due 05/15/37	399,681
		Brookfield Finance LLC (b)	
USD	100,000	3.45% due 04/15/50	63,142

		Brown & Brown, Inc. (b)	
USD	800,000	2.38% due 03/15/31	597,234
		Bunge Ltd. Finance Corp. (b)	
USD	150,000	1.63% due 08/17/25	134,953
		California Institute of Technology (b)	
USD	425,000	3.65% due 09/01/19	265,489
		Carpenter Technology Corp. (b)	
USD	440,000	6.38% due 07/15/28	408,056
		Catalent Pharma Solutions, Inc. (a),(b)	
USD	136,000	3.13% due 02/15/29	104,890
		CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp. (a),(b)	
USD	50,000	4.25% due 02/01/31	38,267
		CDW LLC / CDW Finance Corp. (b)	
USD	600,000	3.57% due 12/01/31	468,292
		Central Garden & Pet Co. (a),(b)	
USD	250,000	4.13% due 04/30/31	196,562
		Charles Schwab Corp. (b),(c)	
USD	1,050,000	4.00% due	771,285
		Charter Communications Operating LLC / Charter Communications Operating Capital (b)	
USD	400,000	2.25% due 01/15/29	312,144
USD	1,050,000	2.80% due 04/01/31	793,399
USD	300,000	3.90% due 06/01/52	185,760
		Cheniere Corpus Christi Holdings LLC (b)	
USD	100,000	2.74% due 12/31/39	72,067
USD	1,300,000	3.52% due 12/31/39	1,018,224
		Choice Hotels International, Inc. (b)	
USD	780,000	3.70% due 01/15/31	648,220
		Citigroup, Inc. (b),(c)	
USD	1,000,000	2.57% due 06/03/31	786,200
USD	1,200,000	3.88% due	989,556
USD	400,000	4.00% due	336,056
		CNO Financial Group, Inc. (b)	
USD	175,000	5.25% due 05/30/29	162,909
		Compass Minerals International, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	6.75% due 12/01/27	375,910
		Corebridge Financial, Inc. (a),(b),(c)	
USD	300,000	6.88% due 12/15/52	273,632

		CoStar Group, Inc. (a),(b)	
USD	1,140,000	2.80% due 07/15/30	898,847
		CSC Holdings LLC (a),(b)	
USD	200,000	3.38% due 02/15/31	141,000
USD	400,000	4.13% due 12/01/30	298,880
		Cushman & Wakefield US Borrower LLC (a),(b)	
USD	64,000	6.75% due 05/15/28	59,363
		Daddy Operating Co. LLC / GD Finance Co., Inc. (a),(b)	
USD	350,000	3.50% due 03/01/29	286,258
		DaVita, Inc. (a),(b)	
USD	530,000	3.75% due 02/15/31	377,625
USD	191,000	4.63% due 06/01/30	147,069
		DCP Midstream Operating LP (b)	
USD	100,000	3.25% due 02/15/32	79,247
		Delta Air Lines, Inc. (a)	
USD	615,000	7.00% due 05/01/25	619,051
		EnerSys (a),(b)	
USD	1,000,000	4.38% due 12/15/27	882,500
		Equitable Holdings, Inc. (b),(c)	
USD	950,000	4.95% due	890,625
		Everest Reinsurance Holdings, Inc. (b)	
USD	620,000	3.50% due 10/15/50	409,922
		Fertitta Entertainment LLC / Fertitta Entertainment Finance Co., Inc. (a),(b)	
USD	400,000	4.63% due 01/15/29	331,000
		Fidelity National Financial, Inc. (b)	
USD	960,000	2.45% due 03/15/31	711,555
USD	680,000	3.40% due 06/15/30	554,119
		Fidelity National Information Services, Inc. (b)	
USD	350,000	5.10% due 07/15/32	328,529
USD	200,000	5.63% due 07/15/52	177,192
		First American Financial Corp. (b)	
USD	610,000	4.00% due 05/15/30	508,410
		Florida Gas Transmission Co. LLC (a),(b)	
USD	500,000	2.30% due 10/01/31	376,745
		Flowserve Corp. (b)	
USD	100,000	2.80% due 01/15/32	71,550
USD	860,000	3.50% due 10/01/30	708,574

		Fort Benning Family Communities LLC (a)	
USD	449,000	5.81% due 01/15/51	407,802
		FS KKR Capital Corp. (b)	
USD	450,000	2.63% due 01/15/27	363,510
USD	400,000	3.25% due 07/15/27	329,611
		GATX Corp. (b)	
USD	570,000	4.00% due 06/30/30	493,775
		Global Atlantic Finance Co. (a),(b)	
USD	575,000	3.13% due 06/15/31	420,898
USD	500,000	4.70% due 10/15/51	376,136
		Global Payments, Inc. (b)	
USD	350,000	2.90% due 05/15/30	278,932
USD	370,000	2.90% due 11/15/31	282,797
		GLP Capital LP / GLP Financing II, Inc. (b)	
USD	350,000	3.25% due 01/15/32	263,462
USD	580,000	4.00% due 01/15/31	474,645
USD	450,000	5.30% due 01/15/29	410,355
		Goldman Sachs Group, Inc. (b),(c)	
USD	350,000	3.80% due	271,242
		Graphic Packaging International LLC (a),(b)	
USD	23,000	3.50% due 03/01/29	18,920
		Great Lakes Dredge & Dock Corp. (a),(b)	
USD	400,000	5.25% due 06/01/29	308,238
		GXO Logistics, Inc. (b)	
USD	200,000	2.65% due 07/15/31	141,585
		HCA, Inc. (b)	
USD	600,000	3.50% due 07/15/51	371,504
		Health Care Service Corp. A Mutual Legal Reserve Co. (a),(b)	
USD	320,000	3.20% due 06/01/50	214,199
		Healthcare Realty Holdings LP (b)	
USD	850,000	2.00% due 03/15/31	624,070
		Hilton Domestic Operating Co., Inc. (a),(b)	
USD	550,000	3.75% due 05/01/29	455,125
		Hologic, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	3.25% due 02/15/29	695,147
		Home Point Capital, Inc. (a),(b)	
USD	98,000	5.00% due 02/01/26	61,106

		Host Hotels & Resorts LP (b)	
USD	300,000	2.90% due 12/15/31	220,063
USD	720,000	3.50% due 09/15/30	573,981
		Howmet Aerospace, Inc. (b)	
USD	2,000	6.88% due 05/01/25	2,015
		Hunt Cos, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	5.25% due 04/15/29	306,292
		Hunt MH Borrower LLC Fee II	
USD	350,000	5.25% due 12/21/48	289,264
		Hyatt Hotels Corp. (b)	
USD	390,000	5.63% due 04/23/25	385,686
USD	350,000	6.00% due 04/23/30	338,849
		Ingevity Corp. (a),(b)	
USD	350,000	3.88% due 11/01/28	289,375
		Intercontinental Exchange, Inc. (b)	
USD	410,000	3.00% due 06/15/50	268,069
		Iron Mountain, Inc. (a),(b)	
USD	426,000	4.50% due 02/15/31	329,375
USD	324,000	5.25% due 07/15/30	268,100
USD	200,000	5.63% due 07/15/32	160,000
		ITT Holdings LLC (a),(b)	
USD	500,000	6.50% due 08/01/29	387,878
		Jackson Financial, Inc. (b)	
USD	650,000	5.67% due 06/08/32	594,114
		Jefferies Finance LLC / JFIN Co.-Issuer Corp. (a),(b)	
USD	500,000	5.00% due 08/15/28	368,750
		Jefferies Group LLC (b)	
USD	640,000	2.75% due 10/15/32	455,736
		Jefferies Group LLC / Jefferies Group Capital Finance, Inc. (b)	
USD	300,000	2.63% due 10/15/31	217,538
		Johns Hopkins University (b)	
USD	500,000	2.81% due 01/01/60	309,796
		JPMorgan Chase & Co. (b),(c)	
USD	380,000	2.96% due 05/13/31	300,847
USD	500,000	3.65% due	404,880
USD	400,000	4.49% due 03/24/31	363,721
USD	900,000	5.72% due 09/14/33	850,494

		Kemper Corp. (b)	
USD	1,700,000	2.40% due 09/30/30	1,302,348
		Kennedy-Wilson, Inc. (b)	
USD	700,000	4.75% due 03/01/29	534,240
USD	400,000	4.75% due 02/01/30	296,352
USD	400,000	5.00% due 03/01/31	290,024
		KKR Group Finance Co. III LLC (a),(b)	
USD	350,000	5.13% due 06/01/44	302,625
		KKR Group Finance Co. VIII LLC (a),(b)	
USD	460,000	3.50% due 08/25/50	315,808
		Kraft Heinz Foods Co.	
USD	340,000	4.38% due 06/01/46	264,350
USD	125,000	4.88% due 10/01/49	103,037
USD	100,000	5.00% due 06/04/42	86,877
		Kuvare US Holdings, Inc. (a),(b),(c)	
USD	200,000	7.00% due 02/17/51	201,500
		Lamar Media Corp. (b)	
USD	200,000	3.63% due 01/15/31	157,302
		Leidos, Inc. (b)	
USD	550,000	2.30% due 02/15/31	408,671
USD	50,000	4.38% due 05/15/30	43,617
		Level 3 Financing, Inc. (a),(b)	
USD	700,000	3.63% due 01/15/29	518,273
USD	200,000	3.75% due 07/15/29	146,500
USD	150,000	3.88% due 11/15/29	118,371
USD	513,000	4.25% due 07/01/28	400,335
		Liberty Mutual Group, Inc. (a),(b)	
USD	470,000	3.95% due 05/15/60	296,912
USD	1,350,000	4.30% due 02/01/61	847,452
		Liberty Utilities Finance GP 1 (a),(b)	
USD	850,000	2.05% due 09/15/30	642,971
		Lincoln National Corp. (b)	
USD	260,000	4.38% due 06/15/50	200,487
		Lowe's Cos, Inc. (b)	
USD	100,000	1.70% due 09/15/28	81,693
		LPL Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	4.38% due 05/15/31	703,226

		Magellan Midstream Partners LP (b)	
USD	330,000	3.25% due 06/01/30	280,870
		Maple Grove Funding Trust I (a),(b)	
USD	1,050,000	4.16% due 08/15/51	711,166
		Markel Corp. (b),(c)	
USD	1,120,000	6.00% due	1,087,195
		Marriott International, Inc. (b)	
USD	500,000	2.75% due 10/15/33	362,750
USD	560,000	2.85% due 04/15/31	439,498
USD	570,000	3.50% due 10/15/32	458,183
USD	560,000	4.63% due 06/15/30	505,868
USD	440,000	5.75% due 05/01/25	444,400
		Match Group Holdings II LLC (a),(b)	
USD	200,000	4.63% due 06/01/28	171,000
		McGraw-Hill Education, Inc. (a),(b)	
USD	600,000	5.75% due 08/01/28	501,010
		Medline Borrower LP (a),(b)	
USD	1,150,000	3.88% due 04/01/29	922,875
		MetLife, Inc. (b),(c)	
USD	1,700,000	3.85% due	1,520,812
USD	900,000	5.00% due 07/15/52	820,525
		Midwest Connector Capital Co. LLC (a),(b)	
USD	240,000	4.63% due 04/01/29	214,079
		Mileage Plus Holdings LLC / Mileage Plus Intellectual Property Assets Ltd. (a),(b)	
USD	475,000	6.50% due 06/20/27	463,322
		Minerals Technologies, Inc. (a),(b)	
USD	255,000	5.00% due 07/01/28	221,934
		Morgan Stanley (b),(c)	
USD	1,000,000	2.48% due 09/16/36	716,260
		MSCI, Inc. (a),(b)	
USD	242,000	3.63% due 09/01/30	199,117
USD	24,000	3.88% due 02/15/31	20,207
		Nasdaq, Inc. (b)	
USD	190,000	3.25% due 04/28/50	124,640
		Nationwide Mutual Insurance Co. (a),(b)	
USD	1,670,000	4.35% due 04/30/50	1,242,555
		NCR Corp. (a),(b)	

USD	300,000	5.13% due 04/15/29	225,006
USD	400,000	6.13% due 09/01/29	344,417
		NetApp, Inc. (b)	
USD	1,126,000	2.70% due 06/22/30	914,612
		NFP Corp. (a),(b)	
USD	400,000	6.88% due 08/15/28	312,000
		Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co. (a),(b)	
USD	100,000	4.50% due 07/15/29	99,558
		Norfolk Southern Corp. (b)	
USD	100,000	4.10% due 05/15/21	66,336
		NRG Energy, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	2.45% due 12/02/27	327,626
		NuStar Logistics LP (b)	
USD	250,000	6.38% due 10/01/30	213,840
		Occidental Petroleum Corp. (b)	
USD	400,000	4.63% due 06/15/45	331,146
		OneAmerica Financial Partners, Inc. (a),(b)	
USD	870,000	4.25% due 10/15/50	639,137
		Oracle Corp. (b)	
USD	500,000	3.95% due 03/25/51	331,649
		Orlando Health Obligated Group	
USD	1,000,000	2.89% due 10/01/35	785,091
		Owens Corning (b)	
USD	100,000	3.88% due 06/01/30	87,522
		Papa John's International, Inc. (a),(b)	
USD	1,000,000	3.88% due 09/15/29	799,491
		Paramount Global (b)	
USD	1,085,000	4.95% due 01/15/31	956,113
USD	510,000	4.95% due 05/19/50	362,477
		PartnerRe Finance B LLC (b),(c)	
USD	220,000	4.50% due 10/01/50	187,303
		Penn Mutual Life Insurance Co. (a)	
USD	200,000	3.80% due 04/29/61	128,969
		PerkinElmer, Inc. (b)	
USD	1,000,000	2.25% due 09/15/31	751,601
		PetSmart, Inc. / PetSmart Finance Corp. (a),(b)	
USD	350,000	4.75% due 02/15/28	299,685

		PGT Innovations, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	4.38% due 10/01/29	327,979
		Post Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	125,000	4.63% due 04/15/30	102,241
		Presidio Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	75,000	4.88% due 02/01/27	66,320
		Prime Security Services Borrower LLC / Prime Finance, Inc. (a),(b)	
USD	175,000	3.38% due 08/31/27	147,030
		Primerica, Inc. (b)	
USD	400,000	2.80% due 11/19/31	313,932
		Providence St Joseph Health Obligated Group (b)	
USD	1,000,000	2.70% due 10/01/51	600,319
		Prudential Financial, Inc. (b),(c)	
USD	230,000	3.70% due 10/01/50	181,654
		Qorvo, Inc. (b)	
USD	150,000	3.38% due 04/01/31	113,655
USD	290,000	4.38% due 10/15/29	248,423
		Quanta Services, Inc. (b)	
USD	1,004,000	2.90% due 10/01/30	802,099
		Radiate Holdco LLC / Radiate Finance, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	4.50% due 09/15/26	697,195
		Raymond James Financial, Inc. (b)	
USD	250,000	3.75% due 04/01/51	176,411
		Reinsurance Group of America, Inc. (b)	
USD	1,360,000	3.15% due 06/15/30	1,132,164
		Reliance Standard Life Global Funding II (a)	
USD	1,380,000	2.75% due 05/07/25	1,287,810
		Rocket Mortgage LLC / Rocket Mortgage Co.-Issuer, Inc. (a),(b)	
USD	750,000	3.88% due 03/01/31	543,640
		Sabine Pass Liquefaction LLC (b)	
USD	890,000	4.50% due 05/15/30	810,455
		Safehold Operating Partnership LP (b)	
USD	404,000	2.80% due 06/15/31	302,350
USD	548,000	2.85% due 01/15/32	407,767
		SBA Communications Corp. (b)	
USD	500,000	3.13% due 02/01/29	402,135
USD	75,000	3.88% due 02/15/27	66,986

		Scotts Miracle-Gro Co. (b)	
USD	250,000	4.00% due 04/01/31	176,000
		Sealed Air Corp. (a),(b)	
USD	1,050,000	1.57% due 10/15/26	879,445
		Service Corp. International (b)	
USD	150,000	3.38% due 08/15/30	118,500
		Sirius XM Radio, Inc. (a),(b)	
USD	300,000	4.13% due 07/01/30	243,852
		Six Flags Theme Parks, Inc. (a),(b)	
USD	76,000	7.00% due 07/01/25	76,013
		Smithfield Foods, Inc. (a),(b)	
USD	850,000	2.63% due 09/13/31	624,762
USD	490,000	3.00% due 10/15/30	378,193
		Standard Industries, Inc. (a),(b)	
USD	200,000	3.38% due 01/15/31	140,910
USD	175,000	4.38% due 07/15/30	133,875
USD	90,000	5.00% due 02/15/27	79,675
		Station Casinos LLC (a),(b)	
USD	400,000	4.63% due 12/01/31	302,114
		Stewart Information Services Corp. (b)	
USD	500,000	3.60% due 11/15/31	385,220
		Suburban Propane Partners LP/Suburban Energy Finance Corp. (b)	
USD	400,000	5.00% due 06/01/31	327,004
USD	400,000	5.88% due 03/01/27	377,360
		Syneos Health, Inc. (a),(b)	
USD	100,000	3.63% due 01/15/29	79,628
		Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp. (b)	
USD	600,000	6.88% due 01/15/29	592,206
		TD SYNEX Corp. (b)	
USD	700,000	2.38% due 08/09/28	564,815
USD	500,000	2.65% due 08/09/31	372,532
		Tenet Healthcare Corp. (a),(b)	
USD	100,000	4.63% due 06/15/28	87,374
		Textron, Inc. (b)	
USD	1,000,000	2.45% due 03/15/31	767,177
USD	60,000	3.00% due 06/01/30	49,388
		T-Mobile USA, Inc. (b)	

USD	100,000	2.88% due 02/15/31 TriNet Group, Inc. (a),(b)	80,584
USD	350,000	3.50% due 03/01/29 Trustage Financial Group, Inc. (a),(b)	285,075
USD	450,000	4.63% due 04/15/32 Twilio, Inc. (b)	388,328
USD	57,000	3.63% due 03/15/29 United Airlines, Inc. (a),(b)	46,027
USD	600,000	4.38% due 04/15/26 United Wholesale Mortgage LLC (a),(b)	535,500
USD	250,000	5.50% due 11/15/25	218,070
USD	550,000	5.50% due 04/15/29 Universal Health Services, Inc. (a),(b)	418,000
USD	800,000	2.65% due 10/15/30 US Foods, Inc. (a),(b)	591,638
USD	400,000	4.63% due 06/01/30	333,000
USD	148,000	4.75% due 02/15/29	126,310
USD	350,000	6.25% due 04/15/25 Valero Energy Corp. (b)	343,871
USD	850,000	2.15% due 09/15/27 Vontier Corp. (b)	734,967
USD	700,000	2.95% due 04/01/31 W R Berkley Corp. (b)	503,440
USD	140,000	4.00% due 05/12/50 Wabash National Corp. (a),(b)	105,697
USD	400,000	4.50% due 10/15/28 Walgreens Boots Alliance, Inc. (b)	310,082
USD	283,000	4.10% due 04/15/50 Warnermedia Holdings, Inc. (a),(b)	201,360
USD	900,000	4.28% due 03/15/32	740,273
USD	400,000	5.14% due 03/15/52 Wells Fargo & Co. (b),(c)	290,220
USD	750,000	3.90% due Western & Southern Life Insurance Co. (a),(b)	633,750
USD	150,000	3.75% due 04/28/61 Weyerhaeuser Co. (b)	101,678
USD	54,000	4.00% due 04/15/30	47,735

		WMG Acquisition Corp. (a),(b)	
USD	125,000	3.00% due 02/15/31	94,887
USD	150,000	3.75% due 12/01/29	124,620
		WR Grace Holdings LLC (a),(b)	
USD	400,000	4.88% due 06/15/27	343,852
		Xcel Energy, Inc. (b)	
USD	150,000	2.35% due 11/15/31	115,935
		Yale-New Haven Health Services Corp. (b)	
USD	1,000,000	2.50% due 07/01/50	590,851
		Zayo Group Holdings, Inc. (a),(b)	
USD	400,000	4.00% due 03/01/27	320,980
		社債合計	104,833,133
		国債 (25.2%)	
		Federal Farm Credit Banks Funding Corp.	
USD	1,400,000	2.70% due 01/30/45	1,001,894
		FNMA Pool	
USD	961,850	2.00% due 09/01/50	669,323
USD	3,279,524	2.07% due 10/01/50	2,298,531
USD	1,541,970	2.16% due 10/01/50	1,097,405
USD	1,000,000	2.27% due 10/01/41	666,621
USD	22,270,000	4.00% due 11/04/22 (g)	20,649,345
USD	1,114,347	4.00% due 05/01/52	1,038,743
USD	989,929	4.00% due 06/01/52	924,556
USD	2,570,424	4.00% due 07/01/52	2,413,610
USD	200,000	4.04% due 07/01/48	176,186
USD	670,036	4.27% due 09/01/48	615,833
		Freddie Mac Pool	
USD	989,182	4.00% due 05/01/52	920,506
USD	1,398,605	4.00% due 06/01/52	1,304,446
		Tennessee Valley Authority	
USD	1,700,000	4.25% due 09/15/65	1,517,212
USD	250,000	5.38% due 04/01/56	270,552
		Tennessee Valley Authority Principal Strip (d)	
USD	400,000	0.00% due 09/15/39	167,082
USD	1,000,000	0.00% due 12/15/42	375,448
USD	450,000	0.00% due 01/15/48	128,195
USD	5,000,000	0.00% due 09/15/60	745,517

		U.S. Treasury Bonds	
USD	6,200,000	2.00% due 08/15/51 (h)	4,235,375
USD	12,300,000	2.25% due 02/15/52 (i)	8,934,797
		U.S. Treasury Notes	
USD	4,190,000	2.63% due 05/31/27 (h),(i)	3,935,490
USD	23,342,000	2.75% due 08/15/32 (h)	21,332,321
		U.S. Treasury Strip Principal (d)	
USD	5,170,000	0.00% due 05/15/44	2,126,852
USD	1,210,000	0.00% due 11/15/44	486,732
USD	5,980,000	0.00% due 02/15/46 (h)	2,316,180
USD	7,700,000	0.00% due 02/15/52	2,629,452
		国債合計	82,978,204
		地方債 (1.2%)	
		Dallas Fort Worth International Airport	
USD	1,000,000	2.92% due 11/01/50	681,578
		Health Care Authority for Baptist Health	
USD	700,000	5.50% due 11/15/43	646,614
		Illinois Finance Authority	
USD	895,000	6.29% due 07/01/33	954,960
		Medical Center Educational Building Corp. (b)	
USD	1,000,000	2.92% due 06/01/41	699,872
		Oklahoma Development Finance Authority	
USD	350,000	4.65% due 08/15/30	307,722
		State of New York Mortgage Agency (b)	
USD	200,000	3.85% due 10/01/44	167,417
		Westchester County Local Development Corp. (b)	
USD	500,000	3.85% due 11/01/50	360,127
		地方債合計	3,818,290
		米国合計 (簿価 \$342,663,370)	290,867,939
		債券合計 (簿価 \$430,204,187)	367,432,372
		株数	
		優先株式 (2.0%)	
		バミューダ (0.2%)	
		Arch Capital Group Ltd.(b),(e)	
	22,000	4.55%	412,720
		RenaissanceRe Holdings Ltd.(b),(e)	
	16,000	4.20%	282,240

	バミューダ合計 (簿価 \$950,000)	694,960
	米国 (1.8%)	
	American Financial Group, Inc.(b)	
43,101	4.50% due 09/15/60	852,969
	Assurant, Inc.(b)	
8,400	5.25% due 01/15/61	177,240
	Bank of America Corp.(b),(e)	
30,000	4.13%	516,600
24,000	4.38%	438,720
	CNO Financial Group, Inc.(b)	
10,000	5.13% due 11/25/60	187,600
	Equitable Holdings, Inc.(b),(e)	
28,000	4.30%	469,000
	First Republic Bank(b),(e)	
26,000	4.13%	447,200
36,000	4.25%	641,880
6,400	4.50%	118,592
	JPMorgan Chase & Co.(b),(e)	
16,000	4.63%	311,680
	Public Storage(b),(e)	
4,070	4.13%	74,277
21,581	4.63%	434,857
	Selective Insurance Group, Inc.(b),(e)	
8,000	4.60%	139,760
	Wells Fargo & Co.(b),(e)	
34,000	4.70%	630,020
	W R Berkley Corp.(b)	
20,703	4.13% due 03/30/61	362,302
3,145	4.25% due 09/30/60	53,434
	米国合計 (簿価 \$7,985,000)	5,856,131
	優先株式合計 (簿価 \$8,935,000)	6,551,091
契約数		
	買建インデックスオプション (0.7%)	
	米国 (0.7%)	
15	S&P 500 Put, Strike Price 4000 Expiration date 04/21/23	654,885
44	SPX Put, Strike Price 3600 Expiration date 12/16/22	774,400
40	SPX Put, Strike Price 3800 Expiration date 11/18/22	893,200

米国合計	2,322,485
買建インデックスオプション合計 (支払プレミアム \$1,604,280)	2,322,485

元本

	短期投資 (0.8%)		
	スペイン (0.8%)		
	定期預金 (0.8%)		
	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria		
USD	2,548,472	2.33% due 10/03/22	2,548,472
	定期預金合計		2,548,472
	スペイン合計 (簿価 \$2,548,472)		2,548,472
	短期投資合計 (簿価 \$2,548,472)		2,548,472
	投資総額 (簿価 \$443,291,939)	115.0	\$ 378,854,420
	現金および他の資産を超過する負債	(15.0)	(49,507,754)
	純資産	100.0%	\$ 329,346,666

* バンクローンは変動利付債務です。記載されているクーポンレートは期末時点のものです。

(a) 144A 証券 - 1933 年証券取引法の規則 144A の下で SEC への登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、適格機関投資家に対しても含め、登録せずに転売が可能です。他に記載がない限り、これらの証券は非流動性資産とはみなされません。

(b) 期前償還条項付き証券

(c) 2022 年 9 月 30 日時点レートでの変動金利証券

(d) ゼロクーポン債

(e) 永久債

(f) 比率は、純資産の 0.05% 未満です。

(g) TBA 証券を指します。元本の近似値と満期日をもとに先渡方式で取引されています。

(h) この有価証券の全部または一部は、2022 年 9 月 30 日時点において、買い現先取引の相手方との担保として差し入れられています。

(i) この有価証券の全部または一部は、2022 年 9 月 30 日時点において、中央清算される金利スワップの相手方との担保として差し入れられています。

(j) デフォルト証券

インデックスオプション取引の売建 2022 年 9 月 30 日現在 (純資産の-0.1%)

取引相手	証券の明細	満期日	通貨	想定元本	支払(受取)プレミアム	評価額
Goldman Sachs Group, Inc.	SPX, Put, Strike Price 3400	11/18/2022	USD	(40)	\$ (156,125)	\$ (286,000)
Goldman Sachs Group, Inc.	SPX, Put, Strike Price 3200	12/16/2022	USD	(44)	(255,200)	(261,360)

\$ (411,325) \$ (547,360)

スワップ取引の売建 2022年9月30日現在 (純資産の-0.1%)

取引相手	証券の明細	行使 価格	満期日	通貨	契約数	支払(受取) プレミアム	評価額
Bank of America N.A.	5-Year Forward foreign currency contracts, Put	3.3	11/30/2022	USD	(5,900,000)	\$ (48,675)	\$ (167,830)
						\$ (48,675)	\$ (167,830)

ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンドの外国為替先渡取引 2022年9月30日現在 (純資産の0.1%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益(損)
ILS	Goldman Sachs Group, Inc.	8,120,250	11/30/2022	USD	2,172,352	\$ 122,078	\$ -	\$ 122,078
USD	Bank of America N.A.	86,128	10/17/2022	EUR	86,000	1,802	-	1,802
USD	Morgan Stanley & Co. LLC	605,137	10/17/2022	GBP	525,000	18,914	-	18,914
USD	Goldman Sachs Group, Inc.	2,462,921	11/30/2022	ILS	8,120,250	168,544	-	168,544
						\$ 311,338	\$ -	\$ 311,338

豪ドル・クラスの外国為替先渡取引残高 2022年9月30日現在 (純資産の-0.1%)

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益(損)
AUD	Citibank N.A.	6,684,259	10/20/2022	USD	4,492,718	\$ -	\$ (194,291)	\$ (194,291)
USD	Citibank N.A.	57,583	10/20/2022	AUD	89,103	284	-	284
USD	Citibank N.A.	189,322	10/20/2022	AUD	280,373	9,023	-	9,023
USD	Citibank N.A.	57,306	10/20/2022	AUD	88,262	548	-	548
						\$ 9,855	\$ (194,291)	\$ (184,436)

円ヘッジ・クラスの外国為替先渡取引残高 2022年9月30日現在 (純資産の0.0%(f))

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益(損)
JPY	Citibank N.A.	1,750,323,900	10/20/2022	USD	12,258,978	\$ -	\$ (148,231)	\$ (148,231)
USD	Citibank N.A.	927,804	10/20/2022	JPY	132,135,353	13,540	-	13,540
USD	Citibank N.A.	113,747	10/20/2022	JPY	16,350,996	613	-	613
USD	Citibank N.A.	238,155	10/20/2022	JPY	34,405,057	102	-	102
						\$ 14,255	\$ (148,231)	\$ (133,976)

NZドル・クラスの外国為替先渡取引残高 2022年9月30日現在 (純資産の0.0%(f))

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益(損)
NZD	Citibank N.A.	4,392,721	10/20/2022	USD	2,633,100	\$ -	\$ (148,211)	\$ (148,211)
USD	Citibank N.A.	143,739	10/20/2022	NZD	239,023	8,528	-	8,528
USD	Citibank N.A.	28,470	10/20/2022	NZD	49,892	247	-	247
USD	Citibank N.A.	33,367	10/20/2022	NZD	58,938	27	-	27
						\$ 8,802	\$ (148,211)	\$ (139,409)

トルコ・リラ・クラスの外国為替先渡取引残高 2022年9月30日現在 (純資産の0.0%(f))

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益(損)
TRY	Citibank N.A.	283,724	10/20/2022	USD	15,074	\$ -	\$ (153)	\$ (153)
TRY	Citibank N.A.	80,824,371	10/20/2022	USD	4,298,209	-	(47,646)	(47,646)
TRY	Citibank N.A.	573,127	10/20/2022	USD	30,519	-	(378)	(378)
TRY	Citibank N.A.	1,091,923	10/20/2022	USD	57,417	8	-	8
USD	Citibank N.A.	31,295	10/20/2022	TRY	590,866	221	-	221
USD	Citibank N.A.	2,684	10/20/2022	TRY	50,432	32	-	32
USD	Citibank N.A.	23,168	10/20/2022	TRY	437,428	164	-	164
USD	Citibank N.A.	443	10/20/2022	TRY	8,378	2	-	2
USD	Citibank N.A.	66,871	10/20/2022	TRY	1,277,061	-	(290)	(290)
USD	Citibank N.A.	25,161	10/20/2022	TRY	478,787	-	(19)	(19)
USD	Citibank N.A.	49,737	10/20/2022	TRY	951,189	-	(286)	(286)
USD	Citibank N.A.	22,353	10/20/2022	TRY	426,051	-	(53)	(53)
						\$ 427	\$ (48,825)	\$ (48,398)

南アフリカ・ランド・クラスの外国為替先渡取引残高 2022年9月30日現在（純資産の0.0%(f)）

買い	取引相手	契約金額	決済日	売り	契約金額	評価益	評価(損)	評価益(損)
USD	Citibank N.A.	183,269	10/20/2022	ZAR	3,211,031	\$ 4,870	\$ -	\$ 4,870
USD	Citibank N.A.	63,800	10/20/2022	ZAR	1,148,394	-	(3)	(3)
ZAR	Citibank N.A.	67,645,651	10/20/2022	USD	3,865,671	-	(107,406)	(107,406)
						\$ 4,870	\$ (107,409)	\$ (102,539)

中央清算される金利スワップ取引残高 2022年9月30日現在（純資産の-0.5%）

通貨	取引相手	想定元本	変動金利	固定金利 受取(支払)	終了日	支払(受取) プレミアム	評価益(損)	評価額
USD	Bank of America	36,000,000	SOFR Index	2.781%	07/18/2027	\$ 462	\$ (1,593,630)	\$ (1,593,168)
USD	Bank of America	4,100,000	SOFR Index	3.454%	09/26/2032	333	(39,209)	(38,876)
						\$ 795	\$ (1,632,839)	\$ (1,632,044)

買い現先取引残高 2022年9月30日現在（純資産の-8.4%）

取引相手	元本	通貨	利率	受渡日	満期日	借入金額	未払 買い現先取引
Bank of America N.A.	(1,078,125)	USD	2.35%	09/14/2022	TBD*	\$ (1,078,125)	\$ (1,079,322)
Bank of Montreal	(21,936,250)	USD	2.05%	09/08/2022	TBD*	(21,936,250)	(21,964,980)
Citibank N.A.	(2,763,600)	USD	3.05%	09/28/2022	TBD*	(2,763,600)	(2,764,303)
JP Morgan Chase N.A.	(1,538,413)	USD	2.33%	08/17/2022	TBD*	(1,538,413)	(1,542,894)
JP Morgan Chase N.A.	(429,145)	USD	2.35%	08/23/2022	TBD*	(429,145)	(430,237)
						\$ (27,745,533)	\$ (27,781,736)

* 買い現先の公開満期日

通貨の略称

AUD - 豪ドル

EUR - ユーロ

GBP - 英ポンド

ILS - イスラエル・シェケル

JPY - 日本円

NZD - ニュージーランド・ドル

TRY - トルコ・リラ

USD - 米ドル

ZAR - 南アフリカ・ランド

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年3月7日現在 金額(円)	2023年9月7日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	98,085,789	696,686,080
流動資産合計	98,085,789	696,686,080
資産合計	98,085,789	696,686,080
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	98,301,680	698,457,428
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	△215,891	△1,771,348
元本等合計	98,085,789	696,686,080
純資産合計	98,085,789	696,686,080
負債純資産合計	98,085,789	696,686,080

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
1. ※1 期首	2022 年 9 月 8 日	2023 年 3 月 8 日
期首元本額	88,294,563 円	98,301,680 円
期中追加設定元本額	10,022,049 円	703,446,596 円
期中一部解約元本額	14,932 円	103,290,848 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジあり)	999 円	999 円
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジなし)	999 円	999 円
通貨選択型ダイワ米国株主還元 株 α クワトロプレミアム (毎月 分配型)	219,583 円	219,583 円
通貨選択型ダイワ米国株主還元 株 α クワトロプレミアム (年 2 回決算型)	10,021 円	10,021 円
ダイワ米国株主還元株ツイン α プレミアム (毎月分配型)	848,389 円	848,389 円
ダイワ米国株主還元株ツイン α プレミアム (年 2 回決算型)	66,873 円	66,873 円
ダイワ米国株主還元株ファンド	64,214 円	64,214 円
ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド (為替ヘッジあり)	6,592,748 円	6,592,748 円
ダイワDBモメンタム戦略ファ ンド (為替ヘッジなし)	10,288,683 円	10,288,683 円
ダイワ/バリュー・パートナー ズ・チャイナ・イノベーター・ ファンド	10,000 円	10,000 円
世界M&A戦略株ファンド	1,001,302 円	1,001,302 円
ダイワ・ブラジル・リアル債 α (毎月分配型) -スーパー・ハ イインカム- α 50 コース	49,911 円	49,911 円
ダイワ・ブラジル・リアル債 α (毎月分配型) -スーパー・ハ イインカム- α 100 コース	49,911 円	49,911 円
S&P500 (マルチアイ搭載)	76,101,941 円	76,101,941 円
iFreeETF S&P500 ダブルインバ ース	-円	600,155,748 円
ダイワ・スイス高配当株ツイン α (毎月分配型)	2,996,106 円	2,996,106 円
計	98,301,680 円	698,457,428 円

区分	2023年3月7日現在	2023年9月7日現在
2. 期末日における受益権の総数	98,301,680 口	698,457,428 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は215,891円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,771,348円であります。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2023年3月8日 至2023年9月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年9月7日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

2023年3月7日現在	2023年9月7日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2023年3月7日現在	2023年9月7日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2023年3月7日現在	2023年9月7日現在
1口当たり純資産額	0.9978円	0.9975円
(1万口当たり純資産額)	(9,978円)	(9,975円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は 6 か月であるため、財務諸表は 6 か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期計算期間(2023 年 3 月 8 日から 2023 年 9 月 7 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）の2023年3月8日から2023年9月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）の2023年9月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）

(1) 【貸借対照表】

	第 15 期 2023 年 3 月 7 日現在 金 額 (円)	第 16 期 2023 年 9 月 7 日現在 金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,244,872	31,501,616
投資信託受益証券	427,131,472	763,289,636
親投資信託受益証券	996	996
流動資産合計	444,377,340	794,792,248
資産合計	444,377,340	794,792,248
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,621,863	20,602,689
未払受託者報酬	64,046	73,971
未払委託者報酬	2,819,886	3,256,857
その他未払費用	19,145	22,112
流動負債合計	12,524,940	23,955,629
負債合計	12,524,940	23,955,629
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	437,357,430	749,188,709
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△) ※2	△5,505,030	21,647,910
(分配準備積立金)	44,301,930	40,008,445
元本等合計	431,852,400	770,836,619
純資産合計	431,852,400	770,836,619
負債純資産合計	444,377,340	794,792,248

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第 15 期 自 2022 年 9 月 8 日 至 2023 年 3 月 7 日 金 額 (円)	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日 金 額 (円)
営業収益		
受取配当金	12,706,124	22,522,480
受取利息	19	14
有価証券売買等損益	△37,259,472	23,935,684
営業収益合計	△24,553,329	46,458,178
営業費用		
支払利息	2,199	3,221
受託者報酬	64,046	73,971
委託者報酬	2,819,886	3,256,857
その他費用	19,145	22,112
営業費用合計	2,905,276	3,356,161
営業利益又は営業損失 (△)	△27,458,605	43,102,017
経常利益又は経常損失 (△)	△27,458,605	43,102,017
当期純利益又は当期純損失 (△)	△27,458,605	43,102,017
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△2,916,312	2,622,399
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	31,210,144	△5,505,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	473,051	7,276,011
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	713,244
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	473,051	6,562,767
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,024,069	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	3,024,069	-
分配金 ※1	9,621,863	20,602,689
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△5,505,030	21,647,910

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 15 期 2023 年 3 月 7 日現在	第 16 期 2023 年 9 月 7 日現在
1. ※1 期首元本額	449,842,374 円	437,357,430 円
期中追加設定元本額	33,476,723 円	361,207,147 円
期中一部解約元本額	45,961,667 円	49,375,868 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	437,357,430 口	749,188,709 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 5,505,030 円であります。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 15 期 自 2022 年 9 月 8 日 至 2023 年 3 月 7 日	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
※1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,801,054 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,770,243 円）及び分配準備積立金（44,122,739 円）より分配対象額は 64,694,036 円（1 万口当たり 1,479.20 円）であり、うち 9,621,863 円（1 万口当たり 220 円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（20,796,631 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される収益調整金（54,522,611 円）及び分配準備積立金（39,814,503 円）より分配対象額は 115,133,745 円（1 万口当たり 1,536.78 円）であり、うち 20,602,689 円（1 万口当たり 275 円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 16 期 自 2023 年 3 月 8 日 至 2023 年 9 月 7 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。</p> <p>これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 16 期
	2023 年 9 月 7 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 15 期	第 16 期
	2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△33,557,061	20,534,786
親投資信託受益証券	△1	0
合計	△33,557,062	20,534,786

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 15 期	第 16 期
2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 16 期
自 2023 年 3 月 8 日
至 2023 年 9 月 7 日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 15 期	第 16 期
	2023 年 3 月 7 日現在	2023 年 9 月 7 日現在
1口当たり純資産額	0.9874 円	1.0289 円
(1万口当たり純資産額)	(9,874 円)	(10,289 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	国外・円	DAIWA CORE BOND STRATEGY FUND - THE JPY NON-HEDGED CLASS UNIT	7,258,088.670	763,289,636.890	
	国外・円 小計			763,289,636.890 (763,289,636)	
投資信託受益証券 合計				763,289,636 [763,289,636]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・マネーアセット・マ ザーファンド	999	996	
	日本円 小計			996	
親投資信託受益証券 合計				996	
合計				763,290,632 [763,289,636]	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）」の状況

前記「ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）

【純資産額計算書】

2023年9月29日

I 資産総額	1,614,812,971 円
II 負債総額	4,833,296 円
III 純資産総額（I－II）	1,609,979,675 円
IV 発行済数量	2,135,095,605 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.7541 円

（参考）ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

純資産額計算書

2023年9月29日

I 資産総額	686,659,168 円
II 負債総額	0 円
III 純資産総額（I－II）	686,659,168 円
IV 発行済数量	688,431,360 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	0.9974 円

ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし）

純資産額計算書

2023年9月29日

I 資産総額	812,419,624 円
II 負債総額	600,260 円
III 純資産総額（I－II）	811,819,364 円
IV 発行済数量	792,734,741 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.0241 円

（参考）ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり）」の記載と同じ。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2023年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	88	291,527
追加型株式投資信託	772	24,149,619
株式投資信託 合計	860	24,441,146
単位型公社債投資信託	102	172,656
追加型公社債投資信託	14	1,534,905
公社債投資信託 合計	116	1,707,562
総合計	976	26,148,708

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
流動資産計	42,799	37,455
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066
繰延税金資産	885	824
その他	26	20
固定資産計	18,591	15,503
資産合計	61,390	52,959

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金	※2 4,900	※2 1,297
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
固定負債		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505
利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
純資産合計	41,941	39,084
負債・純資産合計	61,390	52,959

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	37百万円	38百万円
器具備品	283百万円	296百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694百万円	1,178百万円

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 12,737百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 4,883円
- ④基準日 2022年3月31日
- ⑤効力発生日 2022年6月24日

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 10,316百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3,955円
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	—	—	66
資産合計	66	—	—	66

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,677百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の支払額	△ 303	△ 322
その他	98	48
退職給付債務の期末残高	2,399	2,276

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399 百万円	2,276 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	152 百万円	150 百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	-	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1,963	1,799
評価性引当額	△ 356	△ 459
繰延税金資産合計	1,607	1,339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 562	△ 356
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 722	△ 515
繰延税金資産の純額	885	824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	19,000 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	24,900 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	22,100 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行

行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	15,348	未払手数料	3,028
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	13,072	未払手数料	2,663
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,078.50円	1株当たり純資産額	14,983.42円
1株当たり当期純利益	4,883.43円	1株当たり当期純利益	3,955.35円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジあり))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）」（以下「コア・ボンド・ファンド（円ヘッジ・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）

ロ. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

① 主として、コア・ボンド・ファンド（円ヘッジ・クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンを最大化をめざします。

② 当ファンドは、コア・ボンド・ファンド（円ヘッジ・クラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、コア・ボンド・ファンド（円ヘッジ・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

③ コア・ボンド・ファンド（円ヘッジ・クラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① 株式への投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことをめざします。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジあり))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,050億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月5日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,050億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
 1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
 2. 第36条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむ

を得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の第2号に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（円ヘッジ・クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる投資信託の受益証券および第2号に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月8日から9月7日まで、および9月8日から翌年3月7日までとします。ただし、最終計算期間は、2025年3月8日から2025年9月5日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次

の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし、

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則とし

て取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ この信託の受益者が、この信託の一部解約金の手取金をもって別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益権の取得申込をする場合において、指定販売会社が当該信託の受益権の取得申込の受付を中止したときには、委託者は、当該一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前2項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの

信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に

限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益

者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2015年 9月 8日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める取引所または銀行

約款第12条および第36条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ニューヨークの銀行

II 別に定める各信託

約款第12条および第36条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託（ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり））
追加型証券投資信託（ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし））

追加型証券投資信託

(ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジなし))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）」（以下「コア・ボンド・ファンド（ノンヘッジ・クラス）」といいます。）の受益証券（円建）

ロ. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として、コア・ボンド・ファンド（ノンヘッジ・クラス）の受益証券を通じて、米ドル建ての複数種別の債券等に投資することで、利子収入と値上がり益の適切と考えられる組み合わせによりトータルリターンの最大化をめざします。
- ② 当ファンドは、コア・ボンド・ファンド（ノンヘッジ・クラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、コア・ボンド・ファンド（ノンヘッジ・クラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ③ コア・ボンド・ファンド（ノンヘッジ・クラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことをめざします。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ債券コア戦略ファンド(為替ヘッジなし))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,050億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2025年9月5日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,050億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
 1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
 2. 第36条第2項第2号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込をする場合に、指定販売会社は、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、その取得申込に応じることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむ

を得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の第2号に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ・ダイワ・コア・ボンド・ストラテジー・ファンド（ノンヘッジ・クラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる投資信託の受益証券および第2号に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月8日から9月7日まで、および9月8日から翌年3月7日までとします。ただし、最終計算期間は、2025年3月8日から2025年9月5日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次

の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとし、

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則とし

て取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ この信託の受益者が、この信託の一部解約金の手取金をもって別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の取得申込をする場合において、指定販売会社が当該信託の受益権の取得申込の受付を中止したときには、委託者は、当該一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前2項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの

信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に

限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。) について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益

者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2015年 9月 8日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

I 別に定める取引所または銀行

約款第12条および第36条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所
ニューヨークの銀行

II 別に定める各信託

約款第12条および第36条の「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託（ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジあり））
追加型証券投資信託（ダイワ債券コア戦略ファンド（為替ヘッジなし））